

平成11年第2回沼田町議会定例会会議録（2日目）

平成11年 6月24日（木）午前10時09分開会

1 出席議員

議長	4番 吉田好宏議員	1番 久保寛議員
	2番 野道夫議員	3番 室田俊朗議員
	5番 中村進議員	6番 山田英次議員
	7番 橋場守議員	8番 大沼恒雄議員
	9番 横山忠男議員	10番 山木一男議員
	11番 谷口清治議員	12番 吉田俊一議員
	13番 絵内勝己議員	14番 杉本邦雄議員

2 欠席議員

なし

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正君
教育委員会 委員長	山本秀雄君

4 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴君	収入役	篠田繁彦君
総務課長	平木昭良君	財政課長	中村幸雄君
農業振興課長	矢野潔君	住民生活課長	佐藤幸一君
健康福祉課長	松田剛君	地域振興課長	藤間武君
建設課長	野々宮宏君	和風園園長	清水勝之君
旭寿園園長	高儀博幸君	デイサービスセンター	半田昭雄君

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	久本博美君	次長	金子幸保君
-----	-------	----	-------

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 野原耕次君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石脇敏彦君 書記 富士原 智君

---

(開議宣言)

○議長(吉田好宏議長) おはようございます。只今、定足数に達しておりますのでこれより2日目の会議を開きます。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長(吉田好宏議長) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番大沼議員、11番谷口議員を指名いたします。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

7番橋場議員、介護保険問題2のイからハまでお願い致します。

○7番(橋場議員) はい。では介護保険問題について、他の議員の方からの質問もありましてだいぶわかってきましたけれども、介護支援専門委員というのが必要になってきているわけでありまして、これは一応試験を受けて合格した人が研修をしなければならぬということになっているようなので

が、この体制はどういうふうになっているか質問致します。

ロですが、現在町長の答弁にもありましたように29世帯、34人がヘルパーの派遣を受けているわけですが、これ等の人々が全て今無料でサービスをして頂いているわけです。この中から新たに認定されると34人のうち14人と言いましたか、15人と言いましたか認定を、要するに要支援とか介護ということにならないで、20人の人が自立ということでサービスを受けられなくなると、こういうことになっています。ところが34人全員、今無料で受けているわけです。対象になって、認定をされて要支援だとか要介護という、なった人達はこれまで無料でやられていたやつがまず保険料を取られるのです。今まで保険料なしで、無料で支援を受けていたのですけれども、これは保険料を取られて、更にその介護の程度によってサービス料が1割取られるということなのです。これは本当にダブルパンチなのです。私達は、この介護保険、一銭の掛金もやらないで介護を受けるという考え方はもっていないのです、我が党は。ただ、これは非課税世帯、年金をもらっている非課税世帯、1号被保険者のなかでも、住民税の非課税世帯や低所得者の人ほど保険料の割合、例えば非課税世帯の人達は基準額の半分ということになって、基準の人よりも少なくなるけれども、その少ない金額で収入で比率を割るとやはり低い人ほど比率が～

～に対する保険料の比率が高くなるという状況なので、これは第2の消費税だという立場で、やっぱり今までのサービスを後退させてはならないし、それから今日新聞見てましたら全国市町村長会でもって要望出してます、国に対して。そういう措置がもういよいよ必要になるのではないかと、こういうふうに思っております。明確に、このはじき出された34人の人達の、いや20人か19人ですの人、この人達のこれまでのホームヘルプサービスをどうやるのかというきちっと決まったらひとつお知らせを頂きたいと思います。

それと減免の措置です。これは大変だと思うのですがけれども、減免の措置を取らない場合でも現行の制度で介護をやっていた状況で、町としてこの介護保険が始まったらこれに対して、今まで34人の人をサービスしていたのですが、これにかかった費用と介護保険が始まったら町が負担する費用とはどっちが高くなる、どれぐらいの差があるのか、もしわかりましたら教えて頂きたい。今までは特別養護老人ホームやそれから、例えば病院に入れられた人達は、この人達は医療保険で病院に入っている人はやられてました。特別養護老人ホームでは町がどれだけ負担していたかちょっとわかりませんが、町としてどれぐらい負担が増えるのか、減るのか、そういうのがわかりましたらひとつお知らせ頂きたい。とにかく減免それから、のことや、これについては町も独自でやるけど、どうしても国や道に対して対策を要求しなきゃならん、市町村会でやってますから町長もうんとあらゆるところでこのことを主張して頂きたいと思うのですが、如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 介護保険の関係については前段でもご説明申し上げておりますけれども、現在のところ介護専門委員といいますが、ケアマネージャーにつきましては現在私も町の職員では1名しか合格をしていません。受けたのは他にいるのですが、なかなかやっぱり難しい試験なんだと思います、1名しか合格をしなかった。厚生病院には院長を含めて3人、合格者がいます。それは病院は療養型のをやるということですから、それは病院に入院している方のための資格を取ったのだと思うのですが、そんな意味では特別養護老人ホームも本来必要なのですが合格に至らなかったということで3年間の計画措置がありますので、そのなかで資格を取るように奨励をしていきたいというふうに思っております。研修については私ちょっとそこまで分かりませんので、研修が終わったのかどうかというのは担当の課長のほうからまたご説明させて頂きたいと思います。

それから次のもれた者をどうするかということですが、これは室田議員さんのところでもお答えしたかと思いますが、やはり町がやっぱりそういう福祉施策のなかで救済してななきゃ、今まで受けたものが受けられないということにならないと思いますので、そういう措置を考えたいと思いますけれども、取り敢えずはやっぱり国、道に対して国ができないのであれば道の単独事業でもそれをカバーす

るように要請をしながらやっていきたいというふうに思います。これは今橋場議員さん言われたように町村会でも重点事項で今やっておりますので、更にそういう要望を出していきたいというふうに思います。

それから利用者のその負担関係は、私はある新聞を見ましたらやっぱり所得の低いほど、例えば老齢福祉年金をもらっていたり、或いは非課税の世帯の方が一般の保険者と同じような負担をせんきやならんという数字が出てましたので、その辺も担当者会議等もあろうかと思えますからその〜を正してみたいというふうに思いますが、何れにしても負担が出来ないというもし世帯が、国が改善をしないで負担が出来ないという世帯が出た場合は、やっぱり町としても何らかの方策を考えていかなきゃならない、その場合は町がやるのか社会福祉協議会と支援を一体になってやるのかといういろんな問題あろうかと思えますけども、そういう検討をさせて頂きたいというふうに思います。

それから費用の比較の問題については、私はまだそういう資料があるのか、ないのかというようなことを確かめたことがなかったものですから、これは担当課長のほうでもし資料を持っていれば答弁させて頂きたいと思えますし、なければ10月、もう間もなくではございますから早急にそういう検討もさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田 剛課長） ケアマネージャーの関係は今町長のほうから答弁しましたけど、正直言ってケアマネージャーの関係がなかなか試験が難しいということで昨年何人が受験したのですが、今町長が申し上げたように町では1人と、特養でも試験は受けたのですがなかなか受からないと、たまたま今町の関係では在宅介護支援センターの職員が今年度試験を受けるという予定をしております。それとケアマネージャーの研修の関係につきましては、昨年試験合格した者とそれ等の関係に係わる職員で研修を2回ほど行っております。ただ、これが今町長からも答弁しましたように国の方針がなかなか定まらないということで、ちくじ今先程、昨日ですか、室田議員さんからも質問ありましたように今5町で介護関係の研修会というのをちくじやっておりますので、そこらの関係でまた詳しい中身が出来ましたらまたお知らせをしたいと。たまたま今在宅の34名の訪問サービスを実際に行っています。ただ、この関係で国の方針も去年ぐらいから替わりまして前、以前はヘルパー1人につきましていくらの補助ということで、かかる費用の4分の3ということで出てましたが、昨年ぐらいから実際に訪問サービスを行う時間に対しての費用に対する補助ということになってますので、たまたま実際に国の補助は4分の3ということなので、これから平成12年に介護保険法が始まりますとそこ等辺の関係でいく自立の関係は、自立者に対する補助はたぶんなくなるだろうと、但し今国もせめて打ち切るということでないので、担当者からも聞いてますけども若干の経過措置として若干の補助はあろうかと思つて

ますけど、実際には介護サービスをした時間数に対しての保険料を頂いて賄うという感じしてますので、たまたま今実際に特養に入っている入所者の措置費ですか、これからも介護保険法も始まりますと実際にその関わりでいきますと費用の関係はまだ正直言って出してませんが、また10月の定例会ぐらいになりますとだいぶんそういう関係も分かるかと思ってますので、そのときにまた分かる範囲でお答えしたいということで、よろしくお願ひしたいと思ってます。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番。

○7番（橋場議員） 一再一 介護支援専門委員の人達が実際にこれからの介護の程度、どれぐらいなるのかという、そういう計画を立てる専門委員なんです。そうすると、その人達がいないということになると結局町の職員、担当者がやらなきゃならんということになるのでしょうか。そうすると、相当いちいち訪問しないとしないから、相当な労力が必要になって町職員の負担がかわるとこういうふうを考えているのですけれども、34人のうち15といたったのですか、14ね、この人達を認定したのはその専門委員の方が全部回ったのか、それとも町職員が回って認定したのかその辺りの、例えば正式に認定に行くやり方をちょっとひとつ説明してほしいのだけど。例えば厚生省で決めているそのコンピューターのなかで80目だか、何十項目だかのその数が入ってそれで1次試験みたいなものを作りまして、やるっていうわけでしょう。ですから、どこでそうやって外れてしまったのか、これ等がもしわかったらちょっと教えて頂きたいのと、それからこれ絶対に私はこの制度をやるためには支庁やいろんなところから説明会やいろんなものがあると思うのです、道の、上のほうから、上部機関から。そういうところに行ってやはり担当職員の方もやっぱり大いに要求を、とんでもないと、こんな状況で老人の人達を押しつけることはできないというようなことを強く主張する必要があると思うのです。そういうことひとつ、上下関係ではなくて「我々は国民なんだ」ということを、国民が主人公だという立場でしっかり国や上級機関でのそういう説明会のなかで僕は頑張る必要があると思うのです。そういうことを町長どうですか、そういうふうに思いませんか。ひとつお答え頂きたい。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 現在のその14名の認定の経過、詳しくは私承知しておりませんが、これは一定の国が試算というか、基準を設けてましてその基準で現在の介護支援センターの職員がそれぞれのデータを個別に訪問しながら集計した部分で現在のところはそういう状況にありますという形で、従ってこれがもう確定ということではありませんので、今盛んにその基準の見直しがある議論されています。基準自体がちょっと、方向性がちょっと間違っている部分があるのでないかという議論もありますので、それは最終的にはこれから認定頂きます審査会のほうで決定するのですが、そこがお医者さんですけどもいろんな人が入っておりますからそういう中で決定するんですけども、現在のこの数字は

あくまでも現在の国の基準ではじき出したもの、それを町の職員がやったということでご理解頂きたい  
と思います。

それと担当職員、或いは担当課長等がその説明会でそういう意見を、これは結構最近では上意下達の方  
式でなくて、市町村もやっぱりそれなりの判断で物事を喋るような状況になってますので、私どもやっ  
ぱりそういう担当の職員は、特に高齢者福祉対策室長を設けておりますので、その中で支庁とも相当論  
議をしているようでございますから、今後ともそういうような沼田町の考え方をきちっと徹底するよう  
なことで職員にお願いした参りたいと、そんなふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田 剛課長） 今橋場議員さんが言われました、今実際に在宅ヘルプサービスして  
いる方のなかで今一応20人が自立したと、あと14名ぐらいが要支援、または要介護だということで、こ  
れは決定したわけではありませんで今年度の10月から、先程今町長申し上げましたように1市5町で介  
護審査会というのを設立、そこで審査を受けるということでたまたま今の状態で国が示している85項目  
をそれなりの在宅介護支援センターで弾き出したらこういう形になるのでないかということで、実際に  
は10月から始まる介護審査会で決定するわけですから、その関係にいきますと実際には要支援、要介護  
になるという関係は総勢で200名の審査委員でそれを〜〜が、後で議案で出てこようと思っておりますけ  
ど、〜〜が5名ということでその中に医師が2名と、有識者3名という〜〜でそれぞれ審査をすると、  
それヨン、ゴウギタイということなので200名でそれぞれ1市5町のそれぞれ介護に認定されるかど  
うかという審査をするということで、たまたまそこ等辺でいきますと主幹が入らないようにということ  
でたまたま私どもの町では、今のところ予定ではその介護審査会の委員に1名ぐらいを推薦したいと、  
1名ぐらいと、実際には20名の委員のなかでイチゴウギタイに最低でも2名の〜〜が入るというになっ  
てますので、それは現在のところ深川の医師会が選定をしているということで、実際には出来るだけこ  
う感情が入らないように平等に審査を受けるという形をとってますので、たまたまその事前の聞き取り  
調査の関係でケアマネージャー〜〜介護支援センターのほうでそれぞれの該当する人当たりになんかこ  
う訪問をしまして、それぞれ聞き取り調査をして最終的にはそれを町に申請を出すと、町に申請を出し  
たものを一括して今度は介護審査会上程をしてそれによって要支援、若しくは要介護、また自立型と  
いうことになるかと思っておりますので、そういう事でご理解頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番。

○7番（橋場議員） 一再々々 厚生省のコンピューターに基づいて、私達〜〜にしている民主的〜  
〜機関連合会というのがあるんです、民医連というのがありまして、そこで色々やっぱり〜〜、これ  
も本当に介護が必要だという人達をそれで審査してみたんだそうです。そうすると、もうとんでもない

答えが出てくるらしいのです。ですから、やっぱり2次審査で本当に実状にあったところを、審査委員会のほうで、本当に実状にあった判定をするようにしなかったら、国の、替えていかれると思うのですが、ひどい判定が出るということなので、その審査会でやはり実状よく調べてということをやっていく必要があると思います。それでちょっと確かめたいのですけど、昨日町長の答弁のなかで特養から出される人、これは暫定期間3年と言ったけど私5年だと思って、それちょっと確認したいのですけど、5年ですよ、それでこれは今まで特別養護老人ホームというのは、もうそれこそ自分の寿命の終わるまでの安定した家だと思っていたのです。ところが今度介護保険制度が始まるために、その自分の家は全部捨てた、捨てたといったらおかしいけど一人暮らしだったらもう家捨ててしまって、何もなくなって、その人達は今度新たに住居構えなければならぬのです。こんな馬鹿なことを許してはならないので、町長にお願いだけこれだけは絶対にやめさせるように国に強く要求してほしいと思っています。それちょっと。

○議長（吉田好宏議長） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田 剛課長） 先程町長が申し上げたのは、ケアマネージャーの〜。

○7番（橋場議員） いやいや、昨日の答弁で特養のやつ、暫定期間3年といったの違うと思って。

○健康福祉課長（松田 剛課長） 暫定期間は一応今のところ、現在のところ5年ということになっております。

それと今言いました要支援、要介護の関係の段階が相当厳しいということなので、これは私どもは独自で、町独自で配慮、町長のほうで配慮して要介護1を要介護2というわけにはいきませんので、そこら辺の関係で十分そご等辺のアフターケアというのは、今先程も町長昨日〜言ってますのでそういう形で出来るだけの、こう町民が老後を安心して生活できるようにということで考えていますので、そういうことでご理解頂ければと思っています。

○議長（吉田好宏議長） はい、それでは同じく7番、防災体制充実問題3について質問して下さい。

○7番（橋場議員） 町村会でもひとつ頑張って頂きたいと思いますが、防災体制充実についてですが、町民の安全、安心を守る上で防災体制というのは非常に大事なのですが、消防職員の基準が決められていて、消防車、車だけは深川地区消防組合では100%なんです。ところが、実際に機械だけでは消防車だけでは、救急車や消防車、消防車はちょっと〜救急車は100%なんです。だけど救急車だけでは人を救うわけにはいかないのです。やはり職員の体制が必要だと思うのです。それが深川消防署全部では職員の体制が62.4%しかありません。これ去年の4月1日現在の資料なんですけども、問い合わせましたら現在も同じだそうです。沼田署の基準が52%ぐらいだったのですけど、何か基準が増えまして26人中現在13人でその充足率が50%であると、これじゃやはり大変な負担をかけていると思うので

す。特に一般職員の方たちは昼間だけの勤務ですけれども、やはり夜勤がありますし、24時間体制ですから、更に自分で休みたいときも家へ帰ってもなかなか夜もおちおち飲み過ぎていけないというような、そういう職場なんです。前に加葉田さんという共成地区から出ていた議員が消防関係で言いましたけれども、昔は消防団員だとかそういうのは「猿股を外して寝るな」と言われたぐらいなんだとこういう、夜もおちおち寝てられないというようなことを議会で発言していましたけれども、そういう関係なのでやはりこれは早く100%充足率にしていかなきゃならんでないのかと、こういうふうに思っているんですけど、如何でしょう。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 基準等につきましては橋場議員の言われたとおり26人ということでございますけれども、私ども従来からその職務の大事さというのには理解をさせて頂いておりまして、ここ近年それぞれそういう消防団との話し合いのなかで4人ほどこう充足してきているのです、現在は13人体制なんですけれども、やはり町の財政の事情もありますし、一気にそれを26人というのはこれはどうてい出来るあれではないと思うのです。しかしながら、前任の高儀支署長の時に、私が助役の時頂いた資料では最低限といいますか通常、現在の状況の中で良好の運営なその運営をできるのには10人体制があれば可能なんだという、そういう資料を頂いたことがあるのですが、そのローテンションの関係で、その14人というのは消防団の団長さんもそういうような考えを言ってますし、前任の支署長もそういうようなお話しをしておりましたから、できるだけ早い機会にもう1名の充足をしなきゃならんかというふうに思っておりますけれども、「それじゃそれをいつやるんだ」と言われますと色々な条件を考えながら出来るだけ早い時期に14名の体制だけは守りたいと、そんなふうに思っております。しかしながら深川地区の消防組合、大沼議員も出ていらっしゃいますけれども中には北竜、秩父別、沼田で新たな消防署を作ったらどうかという論議も若干ではありますけれどもあるのです。といいますと、それは何故そういう根拠になるかといいますと、やっぱり深川の本部の、本部体制を組んでますから本部の充足がどんどん、どんどん充実されます。それを人件費の負担は各町がしなきゃなりませんから、それよりも現在の北竜、秩父別、沼田の3町を集めてちょうど真ん中に作りますと現在の消防団員の数で間に合うのだそうです。それお消防の方がそういう数字を出しているのも間違いはないと思うのですけれども、そうすると人員の充足が各町がそういう苦勞をして人員を増やすよりも、一気に例えばその秩父別と北竜と沼田の3箇所の真ん中に消防署を建てて一部事務組合形式でやるということも可能なのかという、これはまだ首長同士で話し合いませんけれども、そういう論議もありますのでその辺もこう見極めながらもう少し状況判断させて頂ければというふうに思います。何れに致しましてもやっぱり深川地区消防組合の下でやりますと、本部がやっぱりその事務量の増加だとかいろんな体制の充足をするために、去年もきつと

職員を雇ったのではと思うのですが、そういう負担分が徐々に徐々に各町にくる、それで各町はそれじゃその充足されるかという各消防署は各町が賅ってますから従来と同じ体制、それはちょっと矛盾するのかという気が致しますので、今の言ったお話とそれから可能かどうか分かりませんがせつかく消防、一部事務組合の消防を作っているのですから全体のその人事の配置といいますか、そういうことも考えていかないとただ単に人件費は各町が持つて、その人員のあれも各町ですよということであれば、そうそれを広域でやっているメリットというのですか、そういうものが見えてこないのかとそんな気もしますので、もう少し検討させて頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番。

○7番（橋場議員） 一再一 私、ちょっと不勉強でこれ申し訳ないと思うのですが、この基準というのは一体どこで作ったのか、ちょっと勉強してませんので教えて頂きたいのですが。

もし国が基準作ったとしたら、当然その費用の全部でなくて交付税でみてくれるのでないかと思うのだけれども、そうするともしそれがなければその交付税が全然こないということであれば、長だけ持つんだということであればこれは国が防災に対して何ら携わってないと、国が責任持たないということになってしまうのでないかと思うのだけれども、この辺りはどういうふうになっているのですか。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 基準の根拠はおそらく東京消防庁かどっかで出しているその配置基準だろうと思うんです。間違っていたら後程ご説明申し上げますけども、そういう基準でおそらく人口当たりどうだという数字が出ているのだというふうに思うのです。

それから交付税の関係につきましては、私もちょっとそこまで理解をしてませんので、今総務課長が財政課長やってちょっとその辺の事情を分かっていると思いますので、課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（吉田好宏議長） 総務課長。

○総務課長（平木昭良課長） 消防費につきましては、交付税で一番最初に需要として入ってございます。ただ、その消防費が本町にどれだけの今、実際にかかっているか、かかってないかというのではなくて、交付税の算定基準としてそれぞれ地区の人口ですとか、それぞれ面積ですとか、それぞれの基本的な数値がございますので、たまたま単発のときのまた消防署と、これから広域的なものもそれぞれ条件が違いますので、広域化にすればある程度のメリットもあるということで消防費としてはかなり多くみておられますけど、実際それが今の沼田町でかかったか、その分がどうなんだということは若干といいますか、差がございます。そういうことで何れにしても町村には消防費として、一番最初に交付税の需要額としても国が認めている数字がございます。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番。

○7番（橋場議員） 一再々ー そうすると充足率、急に職員を増やせないんだということが成り立たないと思うのです。というのは、基準というのはおそらく国、勝手に決めているわけではないと思うのです。上からくるわけだから、したら沼田の地域の人口とそれから面積の広さやそういうことから防災関係のいろんな勘案して、ここの基準は26のだと決まったと思うのです。そうしたら、その分の職員の充足率に見合っただけで当然、基準に必要なだけの交付税がこなさなきゃおかしいのではないかと、こういうふうにするのだけど「基準は26だけでも人口でこれしかもないから、お前のところの消防はこんだだけだ」というわけにはならないと思うのです。やっぱり沼田町のそういう人口や地域の関係、いろんなもの勘案して基準が26と決めたら、その人達の人員に対して払える給料分の交付税よこさんきゃならんのではないのかい、どういうものですか。

○議長（吉田好宏議長） 総務課長。

○総務課長（平木昭良課長） 先程からの説明しましたとおり、交付税はあくまでも補助金でございません。あくまでもその町村のそれぞれの人口ですとか、財政規模に応じて交付税というのは算定される、その算定のなかの消防費としての一項目でございますから、それがきているから必ず全部使って足りなかったら町村で出せということのも成りかわないし、逆に節約すればその分だけ使わないで済んだというようなのが交付税の元々の性格でございますから、あくまでも一要素としてのものですからその辺ご理解頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長） 休憩します。

10時43分

---

○議長（吉田好宏議長） それでは、再開を致します。

10時46分

○議長（吉田好宏議長） 同じく7番橋場議員、公営住宅問題4について質問して下さい。

○7番（橋場議員） 緑町の公営住宅、古いところで水道管が錆びて相当水を出してからでないとキレイな水が出てこないということで、何としてもこれ前から言っているのにさっぱりやってくれないんだという意見がありましたけども、これは前頃財政課長に問題があるのですが、担当課長に問題あるんですが、要求してもなかなか毎年そういう要望事項アンケート取っているのだけでもやっても、商家修繕はやってくれるんだと、それは佐藤さんがおりますから、だけれどもやはりもうちょっと、こう役場も大改修しているようにある程度改修してもらわなきゃならないような時期にきているのです。そういうところをきちっとしてもらわないと非常に寒いと、そういうことがいろんな要望があるのです。やっぱり

少し金のかかる、やる修繕をすると業者に頼めるのです。そういう意味では福祉、住宅の完備というのは福祉政策ですから、ここにきちっと金を使うということはその人達が本当に住んでよかったという沼田町、感じを受けるし、それから中小企業の沼田の業者、これに入札なんかしないですから、必ず沼田の建設業者がかわるわけですからそこでも潤うという、そういうことで公営住宅の要望あったら修理をしなければ、したからといって町民から文句でないと思うのです。そういう意味ではやはり出来るだけ要望に応えるようにするべきだと、こういうふうに思っていますが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長） はい、財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長） 只今ご質問ありました水道管の関係につきましては、今回の補正で計上させていただきますので、後程審議して頂きたいと思います。

また従来からの公住の修繕関係につきましては軽微なものといひましようか、そういうものにつきましては一応予算の範囲内でそれぞれ年度内ということで処理してきているように、私はちょっと替わってすぐなものですから〜〜〜おります。そんな事で、今ありました水道管の修理、そのように高額なものにつきましてはやはり即実施というのはちょっと不可能かと、やはり予算に合わさないとならない関係もありますので、今後その辺につきましてはまた理事者と協議しながら出来るだけ、必要なものにつきましては出来るだけ早い時期に処理していきたいと、こういうように考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（吉田好宏議長） よろしいですか。それでは次に7番、通信傍受法案問題について質問して下さい。

（10時49分 大沼議員 退室）

（10時53分 大沼議員 入室）

○7番（橋場議員） これ我々国民の大多数のいろんな〜〜者の人達は通信傍受法案と言わないで、盗聴法案と呼んでいるのです。マスコミもそうやって報道しているのです。ところが、この盗聴法案という言い方をやめてくれと云って法務省のほうからマスコミの要望というか、圧力かけているのです。通信傍受法案だと、こういうふうに言えということで、如何にやましい内容であるかということがそれでもわかると思うのですけど。これまでも警察は違法に盗聴をやっていたのです。それで、ここに政治経済総覧という1996年に発行したやつなんですけど、実は1996年に私達の党の国際部長をやっていたオガタという、現在あれなんです、参議議員をやっていますけれども、この人の回路のなかに、200本もある回路のなかにオガタさんの住宅の線を見つけて盗聴器をかけていたのです。それが発見されて、それがどこでやっていたかという神奈川県警が現職の警察官が4人ぐらいでそういう盗聴をやっていたのです。それが裁判で分かりまして、なかなか裁判所も警察ということになると判事もきちっとや

れなのだそうです。それで、裁判10年ぐらいかかりまして、やっと96年の7月に判決が出たのです。有罪で、このやった個人に対して400万円ぐらいの賠償金を払えという判決が出たのです。ところが金は払ったのだけれども、一度も我々はやってませんと警察をつばっているのです。盗聴されたこの人達に対しても謝罪もなかったのです。それで、この判決を勝ち取るために10年間で国連の人権擁護委員会までに全部うんどうやっている人達は出掛けていって、提訴しているのです。そういう中でこの判決、警察がやったという判決が出たのです。それで、それでもまだ謝りもしない、これはこれまで盗聴事件というのは、日本共産党に対する盗聴事件というのはたくさんあるんです。党大会の代議員の宿舎に盗聴器が仕掛けてあったとか、大会場の階段の裏に盗聴器が仕掛けてあったとか、こういうことたくさんやっています。それが今度法律でもってやってもいいということになったら、これは大変なことになります。日本国民のいろんなプライバシーが侵されるという危険な内容なものです。憲法の21条2項には、検閲、いろんなもの〜「検閲は、これはしてはいけない」ということと、「通信の秘密はこれを侵してはならない」ということをきちっと書いてあるのです。電話、携帯電話も全部盗聴されるんだそうです。今までのようにこの端末に盗聴器を仕掛けるなんということではなくて、NTTだとかそういういろんなところ、インターなんかかんとかという、本部に対してそこから自由に盗聴するようになるんだそうです。だからもう歯止めのない状況が生まれてきます。この警察は「やってません」と頑張っていた〜、その盗聴器を200個納めた技術者が、NTTの技術者が勇気をもって承認に立ってくれたのです。そういうことでどんどん明らかになって、警察が盗聴器仕掛けていたというのが判決されたのですけど、実はオウム事件のことを思い出して頂きたいのですけれども、神奈川県警がそのオガタさんの住宅の盗聴をやりましたので、これにかかった費用は〜違反なことやったのだから返さないということで、今度住民運動が起きたのです。それに関わっていたのが殺された弁護士さんなんです。神奈川県警に行ったけれども、俺たちについてはそういうことではお追求して、困ったときに頼みくるとは何だというような恰好で、始めからきちっと操作しなかったのです。そういうのがあういう悲劇を生んでしまったのですけれども、やはり警察というのはもっともっと公平にならなきゃいけないのですけれども、実は警察というのは大変な場所でありまして、一般の警察官は非常に住民のために一生懸命やっていますけれども、これは警視官と警察の組織でいうと1番、2番、3番目ぐらいの高い位置いた人が出した本なんです。「我が罪は常に我が前にあり」と言って、警察官で一生懸命やって上に行けば行くほど国民に対して裏切りが一杯あったと、もう警察の上部機関というのは全部金も魔力に侵されているということで、この人警視総監辞めて10年目にこの本書いてのです。そういう本当に我々からみたら金銭感覚から何かからいろんなことで墮落している上級があるです。しかも、戦前の特高警察的な体質が上にあるわけです。日本共産党に何年か前に党本部の向かい側に事務所、アパート、高層ビルに一室を設け

て3年間ぐらい段ボールを置いて、何か会社みたいにして置いて来る人全部映写して撮っていたのです。そういうこともやられました。そういうことをこの人は書いているのです。対談で「共産党もし盗聴するとすれば宮本議長だとか、そういうところはやらないでしょう」と、「おそらくやるとしたらそういう国際部長とか、そういう人だろう」と、こういうふうに対談でやっていたんです。その通りオガタさんやられましたけど、こういうことが野放しにされたらもう大変なことになるので、ひとつ憲法違反で終わりますし、町長これにひとつ反対をして頂きたいと思うのですが如何でしょうか。こういうものが許されるかどうかですね。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 私の新聞で情報を得ているだけでも、その組織犯罪対策法3法のひとつだというふうに今理解をさせて頂いているのですが、現在そのプライバシーの問題だとか色々なその通信防除法に関するその問題点というのは最近相当な論議をいましている最中でもありますし、やっぱりその論議を見てますとそれをどこでくい止めるかというのはいろんな意見が出ている状況を拝見しますと、きっと今の国会のなかでそれぞれの良識のある判断でその法案の審議がなされるだろうという期待をしておりますので、私どもとしてはそれをこう見守りながらいい方法へ、いい方で国民が納得する状況で～～を通過するようなことで期待をしているというのが現状であります。法案自体を反対とか賛成ということは私の今の立場で申し上げるわけにもいきませんが、心配されるような、そういう橋場議員さんが言われるような事態が起きないようにやっぱりそういう国民の一人として願わざるをえないというのは、そういう立場ではものは申せるという～～～けども、先程も申し上げましたように現状は国会でいま論議している論議の状況を期待をしながら静観をしているというのが私の今の現状の状況で～～、よろしく願い致します。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番。

○7番（橋場議員） 一再一 今回の国会の状況は悪法を次から次と、トコロテンの機械みたいに押し出しているのです。この盗聴法案を審議するとき衆議院では一人、委員一人5時間ということで与野党の理事会でもってきちんと申し合わせがあったらしいのです。ところが半分もいかないうちに、始めこの法案は絶対反対であると言っていた公明党が賛成にまわってしまったのです。それで一挙にその申し合わせ無視して強行採決してしまったのです。ですから、今の状況では参議院に行ってもとおりに党略がありまして選挙法の改正をしてほしいだとか、小選挙区を中選挙区にまわして、なおしてくれだとかいろんなことがあって、それで参議院では人事院でも少数ですからどうしても公明党に賛成してもらわないとならんといういろんな絡みがありまして、数をたてにして法がどんどん通ってしまいますということなのです。ですから、今大事なことは国民がいろんなことに声を上げると、特にその地域で最高の地位とし

て選ばれた、町民から選ばれた町長がどんな態度をとるかというのは議会もそうですけれども、非常に重要なことになっているんです。要するに国民の声が多数なのに国会ではそれに反対するほうが、反するほうが多数になっているわけですから、こういうなかでやはり我々ももっともところ、この法案に反対するとか何とかでなくて、そういうことはあつてはならないという態度をどんどん表明していかないと、私は農業問題はみんな同じだと思うのです。これじゃ駄目だと、国の独立国としての最低条件として食料は自国で賄うのだという、このこともやはりきちっと町長や、国民がどんどん思っているんですけど国はそれをやらないのです。やっぱり国のほうが間違っているので、そういう意見を大きくしていく必要があるという立場からこれは、今町長が言われたように疑問のあるようなことにならないように願っていると申したので、そのことを大いにいろんなところで発言をしてほしいと、関心を持ってほしいと思うのですが如何でしょう。

○議長（吉田好宏議長） よろしいですか、町長答弁。

○町長（西田篤正町長） 申し上げましたように非常にこう難しいといひますか、なかなか私どもが理解するのは難しい問題なのかもしれませんが、やっぱり努めて国民の一人としてそういうものに関心を持ちながらそういうその健全なあり方といひますか、今いう問題になっている、単純にいうとそのプライバシーの侵害ひとつにとってもそういう疑問があるのであればそういうところはやっぱり私どもとしてもきちっとそれを正すべきだということは言うべきだと思っておりますし、一般町民の皆さん方もそういう意味ではこういう今の時代ですからテレビやら新聞を見ながらそれぞれの思いというものがあると思うのです。それがきっと次の国政選挙ではそういういろんな自分の判断というのが出て投票のひとつに繋がるのだというふうに思いますから、〜〜もまた期待をさせて頂きたいと思ひます。

○議長（吉田好宏議長） はい、いいですか。次、陶芸館問題について質問して下さい。

○7番（橋場議員） 陶芸館の問題について。何か先生が替わったので非常に利用が少なくなっていると、どこで答えてもらえるのか知りませんが、少なくなっているようなのです。前の先生、なかなか良かったのですが、作品を頂いた紙の中に「札幌に釜を造りました」と何て、まだ在籍のうちにそんなしおりが作品のなかに入ってくるような状況〜〜〜〜この人と思ひましたけれども、色々あつて辞めたようなんです。そういう先生が替わるということでなかなか、今まで習っていた人が新しい別な先生に習うというのはなかなか抵抗あるか何か知りませんが、あまりどうも利用が少ないような感じするのです。その中で沼田町民の利用が非常に少ないということを知っているのですけれども、どんなふうな状況になっているのかひとつお知らせ頂きたい。

それから前の先生は穴釜が好きでないのかどうか知りませんが、いる間に一度もあの釜使つてなかったのです。今度来た先生が釜を、穴釜を使つてみたのです。3日3晩かゝ、丸24時間こうぶっ続

け3日焚くわけです。その中で～～屋根燃えてしまったと、火ついたので。一体これ今どういうふうにして修理費、どこから賠償してもらわなきゃならないのかというふうに考えています。どういうふうにしたらいいのでしょうか。私は最近またあそこ行って見て聞いているのですが、前の先生はそんな事言いませんでした、若い先生だから元気もよかったですけれども、非常に使いづらい設計だと言っていました。建物を建てる時に、今度町長昨日の中村議員の質問に対する答弁で「予算的に半分ぐらい減らす」と生涯学習センターのこと言っていましたけれども、本当に町民の使いやすさというか、その目的に沿って本当に町民が皆自由に気楽に来れるようなそういうことが一番大事であって、見て呉よその町から「沼田に立派な陶芸館造ったというから見に行こう」と、「素晴らしいな」と言ってもらうようなことを先に考えたんでは駄目なんです。建物が全部そういうふうな立場でやっぱり考えていってもらいたいのですけれども、まず作業場がずっと広すぎて結局行ったり来たりする、そういう時間のほうが長くなるというのです、「非常にひどい設計です」と言っていました。それから、天井が高すぎてもし、今年は冬やってませんから、冬やるとしたらこのままじゃ燃料すごくなる、だからもしやるとしたらビニールで覆いをしなきゃならないのでないかというのです。何のためにあんな高い屋根のものを造ったかと、そういうふうなことに私達まびっくりしてしまうわけなのです、私はまびっくりしてしまうのですけれども、建物建てる時はやはり本当に見て呉でなくて、どんだけ利用してもらえるのかということ年報において造ってほしいと、こういう要望を含めまして質問致します。

ハというのは、これ設計の悪さとひとつ強調するために出したのですけれども、簡単に解決出来るのですけれども、玄関を入りましてスリッパに履きかえるのです。そして作業に行ったらたった一間か2間歩いてまた靴に履きかえなきゃならないのです、こんな設計になってます。とても、見に行って出来た作品を見て帰ってくるにはいいのです、～～～解決～～～、だけど習いにいった人はスリッパに履き替えて2間も行かないうちにまた履き替えなきゃならないのです。とんでもない設計なのですということなのです。だからそこについては通路で、課長と相談して敷物でも何でもいゝから敷いて靴脱がないで行けるように出入り出来るようにしたほうがいいというようなことで解決してますけれども、だからハについては善処してもらうことだけで答弁りません。2つについて。

○議長（吉田好宏議長） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤間 武課長） 私のほうから利用状況をお話をさせて頂きたいと思いますが、これ昨年度の利用状況でございましてまだ今年度の分についてははたる館の方からどのぐらい町内、町外の人口割があるのかというのはまだ確認はしてございません。昨年度の状況でございましてけれどもあそこの4月から3月まで、この間12月から2月までは閉館しておりましたけれども、全体で2,445名の方があの施設を利用されてございます。町内、その内町内でございますけれども約1,221名、町内で

すね沼田町内の方が 1,221名、町外が 1,214名ということで約半々ぐらいの町内、町外の利用ということになってございます。

○7番（橋場議員） 今年のやつが本当はほしいんだ、分かりました。〜〜、いいです、続けて。

○議長（吉田好宏議長） はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長） 〜の口につきまして担当のほうからご説明申し上げます。

責任はどこにあるかというご質問ですが、担当課のほうで原因その他を調査〜おりましたけども、結論的には施工の詰めの関係、釜の業者、或いは建物の業者等含めた確認行為の打合せが不足していたのではないかという結論でございます。これの詰めをもう少しやっていたら避けていたのかと、それとも一つ先程橋場議員がおっしゃっておりますけども釜の〜として連続運転60時間とか、そういう感じになりますのでちょっと半円塔のほうが高温の熱がいくというようなこともこの打合せの中で話し合われておればその対応が出来たのではないのかということで、過日その関係者のほうで話し合われた結果だと思っておりますけども、修繕復旧のほう至急やらさせて頂きたいというようなことで申し出がありましたので、うちのほうとしてはこの半円塔の高温現象に対応した形で修繕復旧のほうを早急にやって頂くというようなことにして、なるべく早く利用できるようにしたいと考えております。

そんな事でご理解頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番。

○7番（橋場議員） 一再一 はい。これ半分以上沼田町内使っているのですが、これはあれなんです、最初の年でいろんな、あれでしょ、職員が行って焼いたやつ数も全部入っているわけでしょう。だから、これはちょっと届けにならないのです。ですから、今年4月から例えば5月までの状況、今6月ですから5月までの状況はどうなのかという、あの先生がいなくなってからどうなったとか、やっぱり先生替わることによってさっき私が言ったように、あの先生に教えられたからまた行ってみよう」というのもあるのだけでも、その人達が今度先生替わると来ないのです。新たに今度やると、あの穴釜やる時に何人かこう〜の人達も動員されて、職員の動員されていったかどうか分かりませんが、初年度のときにはそういういろんな動員があつてこういう町内の人あれしたと思うのです。ちょっと調べてなかったらいいですけども、是非一つ町内の人達をもっと生けるようにアピールして欲しいし、といって一生懸命やればこれ町の、町民の人達の芸術的な何か要求は満たされるけども、皆その儲け分はあつちのほうにいきますのですよね。不思議な話になってしまうのですけれども、これによってそして 2,445名、こうあそこ利用したのだけれどもそれによって推定としてどれぐらいほたる館の売上が増えたのかという感じもあるのです。もし分からなければいいですけども、4月、5月というのはどんなふうな状況なのか分かったらやってもらいたいのと、それから設計するときちょっと

とあれ、建物建てるときに、議論したときには「馴れている人」だという、そういうものをやっている人だのようなことをちょっと答弁あったような感じするんです、穴釜の。したら大体あれですものね、そういう焼物の場所を行って見てくれば分かるように、あんな立派な建物の中でやっている焼物屋さんいないのです。もう本当に気候がいいところだからバーとトタンをかけて外でやったり、作業場だって本当にひどいところでやっているのです。あんないいもの建てただけでも焼け手しますようなもの造ってしまったのじゃ、これちょっとやっぱり業者の選定にも本当に良く考えてもらって、ちょっと準備をそうしたら、町でやるとしたら十分準備をしてやる必要があると思うので、よろしくお願いします。

○議長（吉田好宏議長） はい、地域振興課長。

○地域振興課長（藤間 武課長） 4月、5月の利用人数の件ですけれども、これまた実のところまだ調査をしてございません。後日調査を致しましてご報告致したいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

○議長（吉田好宏議長） よろしいですか、はい。

それでは暫時休憩を致したいと思います。15分間ぐらいどうでしょうか。お願ひを致します。

11時13分

○議長（吉田好宏議長） それでは、再開致します。

11時28分

○議長（吉田好宏議長） 8番大沼議員、商工業振興問題について質問して下さい。

○8番（大沼議員） はい、8番大沼です。商工業の振興について質問させていただきます。

まず個性ある地域づくりの推進について、検討グループから市街地の活性化についてどのような提案と報告があったのかお伺いしたいと思います。

また活力ある地域づくりを今後どのように進めて、商店街の活性化に結び付けていくのかお伺いしたいと思います。

続きですね、二に駅前開発の計画についてはどのようになっているのでしょうか。

それから3つ目に町融資の枠の増額、これは町融資ですから運転資金、それから設備資金、これの増額について、それからもし分かれば利用状況を知らせて頂きたい。それから利子補給について伺いたいと思います。これ昨日谷口議員さんからの方も長期借入の利子補給について質問があつて、ちょっと町長の答弁の中に「商工会のほうでいらぬい」というような感覚があつたのかどうか、それを再度教えて頂きたいと思います。

以上3点、4点お願ひ致します。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 検討委員会のグループの関係につきましては、お手元に議員の皆さん方にお配りすれば良かったのですが、こういうような検討報告書というのが出ているのです。この中の、これは市街の商工青年を中心に委員に委嘱を申し上げまして検討して頂いた分なのですが、連続で10回にわたり講義を頂き、或いは町外の指導講師をお招きしたりもしながらある程度まとめて頂いた分ですけども、要は活性化をするため素材は今のNHK「すずらん」もひっくるめて十分ありますよと、その活性化をさせるために商工業だけでなく農業青年を、農業の関係者も入れたなかで沼田の地域をどうやっていったらいいのかという為のこの検討会だったのですが、それが一応の成果を収めたということで報告書を出して頂きまして、考え方は従来ご承知、議員さんもお承知だと思いますけども桃源郷というのがあったのですが、それが自然的に消滅を致しまして現在その青年の皆さん、若い人の皆さんたちが集まってその農村、或いは勤労者、或いは商工業者というようにその業種を越えた中で沼田の町のあり方を検討する機会というのがなくなったということがこの人達の危機感といえますか、そういう認識にあります。その中で是非そういうものをもう一度手を組んで作り上げていかなきゃならんというのが発想の原点になっておりまして、その中で若干申し上げましたあの一品会というようなものの組織化ですとか、産業振興会というような仮称を付けておりますけども、そういう中でいろんな企画のプランが出てきております。しかしながら、これ全てをやりますとそんなはした金で終わりませんので、取り敢えずどうしようかということを経会の今予算が議決になりますと動きはじめて、その中で現在のところは農村青年も入っておりませんが、その農村青年のリーダー、代表を入れまして組織的にどうもっていったらいいのかという検討を加えて、その予算の範囲内で出来るだけの努力をさせて下さい。それをいつまでも金をくれということをおっしゃっておりませんで、3年間だけ継続的に助成をしてくれれば何とか自分達でそういう町おこしのための一つの方向を見出すことが出来ますという提言になっておりますので、そういう方向で町も思い切った支援、思い切ったといえますか、従来の考え方のないような支援の方向で今補正予算で2,000千円を計上させて頂いております。そういう内容になっております。詳しくは後程、これあまり冊子が無いんだそうですけども、お配りさせて頂ければというふうに思います。

それと駅前再開発につきましては、これも谷口議員さんのときにご説明申し上げましたように今年度道がある程度の案を〜〜してくれまして、それと町との計画との整合性を図りながらそれぞれ、従来の振興室ではJRとも折衝しながらやっておりますので、その全体計画のなかで昨日申し上げましたように出来れば今の旅館、或いは消防番屋を何とか保障対象にして頂けるような、そういう方向で道路の拡幅をし、今の観光情報プラザの〜〜を中心とした駅前再開発に努力をさせて頂きたいと。その中で、私どもやっぱり現状の駅前再開発というその枠を越えまして、商店街のやっぱりそのあり方

といいますか、今山田議員さんから質問ありましたように色々この状況見ますと商店街も相当な数が後継者がいなくて、おそらく徐々に減っていくだろうと、その中で住宅にするのがいいのか、駐車場にするのか、商店をその継続させるのがいいのかといういろんな論議があろうかと思えますけども、商工会自らも中心商店街活性化事業というような事業の支援も国にありますので、そういう中で10年後に沼田の商店街はこうあって欲しいといいますか、こうあるべきだというものを是非ご検討頂きたい、それに対して町が支援をしていく、そういうのが決まればこの部分は売り地に出てもそれじゃ駐車場で町として確保しましょうとかというその先行投資も出来るのですけども、現状の状態でその駅前再開発がありますから空いた土地を町が買って駐車場にということにもなかなかならないだろうと、その辺を私どもやっぱり商工会とこれから商工観光の対策室も設けましたので、十分こう連携取りながら商店街のあり方というものを検討させて頂きたいというふうに思います。そういう意味をひっくるめて今申し上げましたこの若いグループの皆さん方に期待をしているところでございます。

それから補償融資の關係の融資の額等につきましては、ちょっと担当課長のほうからまた説明させて頂きたいと思えます、利用状況ですね、説明させて頂きたいというふうに思います。

それから利子補給については誤解の内容に頂きたいと思えますけども、商工会がいらないといったのではなくて、そういう声なかったというふうに理解を頂きたいと思えます。いらないとは言っていない～～遠慮なさっているのかも知れませんが、ただ前回も申し上げましたように行政の側にももう少しそういう声が届いてくればという、私どもとしての～～～期待感が～～～ご理解頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長） はい、地域振興課長。

○地域振興課長（藤間 武課長） 中小企業の融資額の件でございますけれども、これ町が15,000千円融資される協会のほうで15,000千円ということで、30,000千円の3倍の額90,000千円の融資枠で運用されているようでございます。従来までは設備資金として5,000千円、それから運転資金として3,000千円という形でおこなってきたようでございますけれども、これが改定をされまして設備資金で8,000千円、運転資金で5,000千円ということで増額をされてございます。補償協会のほうに融資額の増額が出来るかどうかという確認をとらせて頂きましたのですが、最終的には融資額の90,000千円の枠の消化の關係が出てまいります。90,000千円以上、例えば融資の希望者がどんどん増えてきた場合にそれは増資、増額することは可能なのですけれども、これにつきましては固定されますので、固定されましたときに町のそれに伴う補償額の積立ても増えてくるということのなりますから、なるべくならそういう増収の固定を、例えば90,000千円のを120,000千円にするとか、そういう部分はしないほうがいいのではないだろうかという話なのです。これについてはどうしてもその融資額を越えて緊急に必要な場合につ

いてはその時点で積立てをすれば利用できるような状況にして頂けるというようなお話もございます。これについてはまだ協会のほうと協議して、検討しなきゃならない部分もございますけれども、そういうお話を頂いております。現在の利用状況はどうなっているかというお話ですが、11年の5月の末で現在利用件数が38件という形で聞いてございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長） はい、8番。

○8番（大沼議員） 一再一 まず前段の振興の問題につきましては、報告書は後程提出して頂きたいと思います。桃源郷の関係につきましては、桃源郷の最終提言書というのをまとめて実質的にはそのあまり町に、その町行政に反映されていないという経緯があったのではないかと思います。それで、実質そういうふうにも今回も2,000千円の子算をとりまして、たぶん沼田一品会の感覚の子算だと思っておりますけれども、実質そういうハードの面とそれからソフトの面についてももっともっとう商店街に、その商店街、それから町行政その地域づくりについて連携して頂ければと思います。その中で今町長おっしゃりますようにその自治省、建設省、通産省、こういったものからかなりハード、ソフトの事業に対しての子算が出てますよね。例えば自治省だとそのソフト面でも45,000,000千円とか、ハード面で50,000,000千円とか、それから道子算の中でもその空き家活性化だとか、そういった事業が出ているのですが、たまたま今回の行政執行方針に載っているようにその北の交流大使受入れ事業、これに見られるようにそのほたるの里の周辺の例えば集客を図るためにもその専門技術を持ったコーディネーターを必要とする、こういうふうになっているんですが、これと同じようにその商店街においてもその集客、活性化のためにその商店街で自助努力、これは当然のことなのですが、こういったその客を図るためにその自分達で考えれと言われても、なかなかいい案が浮かばないというのが現状なんです。できればその商工会、それから商店街、地域づくりのために集客のためにもそのできれば商店街にもこのコーディネーターなる人を配置するなり、その勉強させてくれるなりして頂けるように助成して頂ければ、もっともっこの提言書の関係が生きてくるのではないかと、私は思います。ですから、その各省の支援策ありますよね、こういったものが「商店街使え」といってもなかなか分からない、けどその今検討グループ、それからそのコーディネーター、それから商工会、行政が一貫となってやりますとその割と各省のその支援策も使えるのではないかと。だから町行政だけで持つ子算、これは確かに大変なものなのですが、いろんな施策も講じたなかでその助成をして頂けるというのか、この支援策を活用できるように考えていくのも一つの案ではないかと思います。それから、それについてちょっとお考えをお知らせ願いたいと思います。

それから駅前開発の関係は、完成年度は大体いつ頃の予定をしているのか分れば教えて頂きたいと思います。

町融資の枠の関係については今、たまたま商工会に斡旋書を持って行って金融機関から借りるわけですが、その金融機関のなかで「あれ、もう枠があったかな」という話が実際出たんです。それで枠がたりなくて、その商工業者が借りられないのであれば枠を増額して貸出してあげればよいのではないかと。

それから利子補給については、その声がなかったというのはちょっと申し訳ない話なんですけど、実質その沼田町の商工業者の中では大変いい話だと、大変助かっているというのが現状的に出ております。そういった意味では声が届かなかったんじゃないかと、上げられなかったということになるのかもしれませんが、非常に助かっておりますので出来ればこの利子補給については今後も維持をして頂きたいし、また利子補給の利率を上げることについても考えて頂きたいと思っております。

再度～～お願い致します、ご答弁お願い致します。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 1点目の関係につきましては、私どももやっぱり先程申し上げましたようにこういう過疎化の中で商店街の将来どうなるのだろうかということを懸念しておりますので、商工会等でもその検討をしながら、商工会の費用でそういうそのアドバイザーですとか、そういうものが招聘する余裕がないのであれば行政としてもやっぱりお助けをしていかなきゃならん、手伝いをしてかなきゃならんというふうに思っておりますので、その辺を商工会と良く相談をさせて頂きたいというふうに思います。

それと駅前関係については、完成年度については先程申し上げましたように、今年度初めてその具体的にこうしようというのが提示される段階ですので、いつに完成するというのは着工自体がまだはっきりしてませんから、そんなことでご理解頂きたいと思っております。

それから融資の関係については先程課長から申し上げましたように、必要なおりにはその～～見立てて枠を増額することができるということを言って頂いておりますので、そういうあれが必要があればそういう対応をして頂きたい、させて頂きたいというふうに思います。

それから利子補給につきましては谷口議員さんからもお話ありましたので、今後また商工会ばかり言って申し訳ありませんけども、商工会と実態を良く私どもお聞かせ頂いて、出来るだけの対応をするような努力をさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） いいですか。はい、8番。

○8番（大沼議員） 一再々ー そうすると利子補給については、その声がなかったということよりも商工業者は大変喜んでおりますので引き続き継続とその利率の引き上げについてご検討頂ければと思いますし、近隣の市町村ではこの町融資、短期、長期の小額、それから高額でその町独自の貸出融資を

持っているところもあるようなので、その内でもご検討、その内というか出来れば近隣市町村の関係を見ながらの検討をして頂ければと思います。

次にふるさと定住促進事業についてお尋ね致します。これ昨日も杉本議員さんとちょっとだぶるかも知れないのでなるべく端折りたいと思いますが、13,874,000円の子算についてなのですが、これ出産祝金、それから住宅取得金、学卒者の支援、その他広告費などで組んでおりますが、目的以外流動的に対処していくことについてどのように考えていくのかお伺いしたいと思います。

それから住民サービスということのなかでは3点に絞ってしまいますと、非常に住民サービスの幅が狭くなってしまうのではないかと、そういった事のなかで例えば雪の対策としての除雪機、小雪設備のその補助、それからUターン、Iターンの補助、それから保育料の例えば一部助成、こういったものにその予算の流動的に使っていく考えがあるのかどうか、それから総合的な情報提供が出来るシステムづくりとこう淡白に書いたのですが、これ簡単にいえば例えば土地の売買について町民の皆さんがその役場、例えば今の地域振興課ですか、こちらに聞けば分かりますと、それから求人情報ですとか色々これは考え方があると思うのですが、そういうその情報サービス、これが出来るように例えばもっていくことができないかということなのです。その辺の取り敢えず考え方、教えて頂きたいと思いますのでお伺い致します。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 一千三百何十万円というその目的が流動的ということのは今ご質問の保育料の助成ですとか、除雪機の助成というのも考えられないかということに理解してよろしいございますか。全体的にこの分のお金とはまた若干性格が変わりますので、ただ融雪溝が市街地域の一部の地区に供用開始されますと、それ以外の地域の住民の皆さん方に対するやっぱり不公平感というのが出てまいりと思います。それで今私どもが検討しておりますのはどういう機種がいいのかまた検討中ですけども、出来ればその融雪溝の供用開始と同じ時期に今の除雪機助成したらいいのか、深川市は機をやっておりますけどもそういう制度が機なのか、融雪装置を助成するのが機なのか、その辺を検討させて頂きたいというふうに思います。十分雪の始末に大変ご苦労頂いておりますので、そういう町の除雪費の軽減等を考えますと、そういう助成制度は必要かと思っておりますので検討させて頂きたいというふうに思います。

それからUターン、Iターンの関係については、今の助成制度のなかで十分対応できると思っておりますので、その中でやらさせて頂きます。

保育の助成についても検討をした経過はあるのですが、なかなか難しい面があるのです。現在の段階でも沼田保育園については保育料の減額措置をとって町が負担をしているわけですから、それに尚かつ尚も上澄みをかけて負担するということになりますと、そのどの階層の部分を重点的にやったらいい

いのか、その辺がちょっと今回の補正予算までの結論がでない難しさがあまして、引き続き来年の予算に向けて、かなりやっぱりその転入者の中で保育園に入れようとするのだけでも高額のために入れられないというような苦情が相当あるというお話も聞いてますので、そういう状況等を勘案しながら来年度予算に向けて実施できるかどうかをひっくるめて、実施というのはもう少しその幅を広げられるかどうかも～～～検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、8番。

○8番（大沼議員） 一再一 そうすると予算についてはこの目的以外にある程度流動的に考えて頂けるという理解でいいのでしょうか。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） はい。現状のなかでは今提案しております中でのやり方だと思いますけども、特別な事情があつて定住促進に必要な場合は、特に必要と認めた場合という条文がまたありますので、その辺につきましても私どもとしてもやっぱり慎重に対応してかなきゃならないと思います。出てきたもの全てこうやっているというだけの財源もありませんので、後々のことを考えながらその範囲を検討させて頂きたいと思いますし、議会の各委員会でもまた良く相談をさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、8番。

○8番（大沼議員） 一再々ー そうすると、はい、わかりました。ただ、今財源的なことがまた問題になると思うんですけども、その過疎、例えば山村地域振興地域ということで全国で1195ぐらいの市町村が認定を受けていると思っております。その中で約50億円程度の予算を自治省ですね、これとっているはずなんです。その中に、これは多分農林業の活性化基盤整備に合わせて自治体が実施するその例えば後継者の育成ですとか確保、こういった事業も入ってくると思っております。若者の定住促進、こういったものも当然あると思います。ですから、できればそういったその施策、その自治省なんか抱えている施策と連携してその定住促進を図っていくともっとそのうちの今のふるさと定住促進事業もボリューム感が出てくるのではないのではという理解をします。結局定住促進とそれから人口の減少というのは表裏一体のような、同じような考え方が非常に強いと思うです。特にいろんな考え方があると思いますが、1,195市町村がいろんな形のなかで定住促進、人口の減少の対策をしておりますけども、その50%、確か50%ぐらいの市町村がやっていると思うんですけど、まだまだその上手いぐわいに対処していないと、そういった中で出来ればその他の市町村で実施しているその施策、これの導入の効果についてもうちちょっと検討して貰いて、その沼田町の産業に直接結びつく施策というものを今後考えていくべきではないかと思えます。人口が当然増えるとその、例えば家、これ今回町長の提案に住

宅取得、それから出産の祝金、こうやって人口が増えますと当然地方交付税、これさきほどもちよっと質問ありましたけども、測定単位とか中には人口も入っているし、人口密度も入ってます。それから例えば地方税の関係につきましては固定資産税、町民税のその収入が得られると思うのです。ですから、一時的にその町の財政を、一般財源をこうドンと持ち出しても長い目で見たときにはその収支というのは丸きり出したお金ではないと、ですからそういったその収入も考えた中で支出も考えていく、リンクさせていくやり方を出来れば今後考えて頂きたいと、それが町民のためにも町のためにもなるのではないかと思いますけども、町長は如何お考えでしょうか。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） もちろん今大沼議員さん言われたそういう観点からやっぱり物事を進めてかなきゃならないと思いますけども、最初にお話ありましたように各省庁でそれぞれの事業メニューがあるので、なかなかやっぱりその私どもが考えているようなメニューと一致するというのがないのです。これ等のメニューも相当担当のほうで調べてはいるのですけども、それぞれはまたそれに該当する事項というのはない、現在ではない状況です。尚かつ、今後ともそういうその制度を勉強しながらそういう利用できるものはやっぱりどんどん利用していきたいと、そんなふうに思っております。

それとやっぱり人口はとにかく維持するといいますか、現状をやっぱり維持するためにはどうしてもそういう施策が必要だと思いますし、投資したことによってのその見返りというのはやっぱり一応あるわけですから、その辺を十分考えながらやってかなきゃならんというふうに思っております。そういう意味では今後売り出します北竜の今造成している団地につきましても、かかった経費丸々その売上の価格に乗せるということになりますとこういう事態がなかなか売却が出来ないだろうというふうに思いますので、その辺は今議員さんが言われたようなことで将来的な観点からまず原価を割ってでもその土地がですね、早く売却できるように、～～～定住人口が住みつくことによって商工業の振興、或いは学校の問題もそうですけども、いろんな問題に波及効果がありますので、関連的にはそういうような考え方で進めさせて頂きたいと思いますが、何れに致しましてもやっぱり町の負担がその分増える恰好になりますので議会とも十分相談をさせて頂きながら決めさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） はい。次に同じく、生涯学習センター問題について質問して下さい。

○8番（大沼議員） はい。それでは生涯学習センターについてお伺い致します。とにかく人口が減っていくと沼田町の場合は何もできなくなりますので、できれば本当に今後もいろんな関係の市町村の形態を見ながらやっていって頂いて、是非人口の歯止め、人口流出、それから減少の歯止めをしていって

頂きたいと思います。

生涯学習センターの関係については、今後の計画についてということは昨日中村議員さんのほうの質問で大体分かりましたので答弁は結構なのですが、放課後の児童の学童保育について町長はどのように把握しているのでしょうか。昨日の答弁のなかにも若干出てきたので前向きに考えて頂いてはいるのだとは思っているのですが、現在学童保育、それ例えば保育所はあります。これはある程度の時間まで見て頂いている。ところが幼稚園からある程度小学校の低学年、これが学校が終わっちゃうとポンと放されている状態なんです。それで子供たちのやっぱり放課後の時間、これの充実、健全なためにするために今求められているその学童保育というものがあると思います。親のほうからいいますと、例えば現在の生活を維持する、それから生活防衛のために共働きをしないといけない、しかし子供たちにすれば家に帰っても誰もいないのでなるべく家に帰らないようにして、ランドセルを背負ったままそこから辺でブラブラ時間潰しをしていると、そうすると勉強もしないわけですから学力的な低下もきます、当然悪いことも悪戯のなかですということになりますので、実質この学習センターの中に色々のシステムづくりが出来るとお思いますので、機能を縮小しながらでもこういったスペースを確保していくことが可能なのかどうなのか、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 現在の学童は小学生ですけども、現在保育所、学校終わってから季節保育所に行っている方が2名いらっしゃいます。幼稚園は学童ではないのでしようけども、幼稚園からひばりヶ丘ですとか沼田保育園に通っている、それは終わってから行っている方が6人ということで合計8人いらっしゃるようですけども、潜在的にいえばまだ若干人数がいるのかという気が致しますので、これ今お話ありましたように生涯学習センターの完成した時点では学童保育をその中に取り組んで是非実施をさせて頂きたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを致します。

○議長（吉田好宏議長） いいですか。それでは休憩を致します。午後から、1時から再開を致したいと思います。

11時57分

---

○議長（吉田好宏議長） それでは再開を致します。

13時05分

（岩寺監査委員・小西農業委員長 不在）

○議長（吉田好宏議長） 引き続き一般質問を行います。2番野議員、指名選考委員会について質問して下さい。

○2番（野議員） はい、2番野です。町政執行方針の中で町長のほうからも説明、朗読があったんですけども、新しい指名選考委員会が見直されるのかということでお伺いしたいのですが、これ指名選考委員会問題についてということで、建設工事入札の指名選考委員会の一部見直しについて現在の選考委員会はどのような委員会の形式であったか。今後どのように見直しをするのか。増減をされるのか、そういった点ちょっとお伺いを致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長） それでは担当課のほうから野議員のご質問にお答え致します。現在の選考委員会は平成6年の3月に5名で組織して規定されておりました、以後事務を遂行してきたわけですが、今回場内の機構改革によりまして課等の設置が～～に替わりましたので、平成11年6月15日付けでもちまして委員会規定の改正について改正しております。主な改正点と致しましては、組織の委員会の構成ということで現状が5名のところを6名に1名増員しております。そして現状は水道、建設というようなことで現業が中心でしたが、今回総務、財政、地域振興課長が新たに加わることに改正されております。この規定は交付の日から施行することにしておりまして、今後予想されております入札の指名から機能していくことになっております。

○2番（野議員） はい、分かりました。

○議長（吉田好宏議長） はい、よろしいですか。次に農業振興問題について質問して下さい。

○2番（野議員） 2番の農業振興問題について。雪中米、町内の消費拡大事業内容についてお伺いします。これは私、この通告を出した後に中身をお聞きしたのですが、予算としては、補正予算としては1,405千円の補正予算をしておりますけれども、中身については雪中米を農家以外に、市街地区にお米を1戸2kg程度お渡しをするというようなお話を聞いたものですから、これは大体そういう事なんですか、お伺いしたいのですが。

○議長（吉田好宏議長） 農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長） はい。今のご質問のとおりでございます、戸当たり2kgということではしのゆめを出来れば農業者以外の町場の方に各戸配付をしたい、こんなふうに補正予算を提案しております。これが議決を頂きまして、7月に入って早々ですね、ちょうどかなり外気も今上がっておりますし、雪の冷気で冷やしたお米をとこんな事で地域の方に消費を頂いて、そのまた～～の中にこの本町の米が消費拡大に繋がっていけばと、こんなことで予算を提案した、しているところでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

○2番（野議員） はい、わかりました。

○議長（吉田好宏議長） 次、質問してください。

○2番（野議員） 次、口。大規模の米備蓄基地建設促進期成会を発足とあるが、この大規模とはどれぐらいの規模なのかお伺いを致したいと思います。

それと期成会の発足とあるのは、期成会の作る組織というのはどのような組織をいつているのか、それと備蓄のこの規模、目的、可能性があればそういったこともお伺いをしたい。

○議長（吉田好宏議長） はい、農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長） それでは只今のご質問ですありますが、これご承知かと思えますが北海道経済連合会が昨年、或いはその一昨年に引き続きまして苫東において米の、北海道の米の備蓄と、こんなことで会長、トダ会長さんでございましたけれどもかなり協力的に運動されておりました農林省、或いは関係省庁の方にそれぞれ苫東に備蓄基地をと、そういう提案構想を掲げながら中央陳情されているところであります。そういったなかにもこれも本町の高規格道路が深川、留萌間でありまして間もなく開通をして、全線がやがて開通されるわけでありまして、それこちなんでも留萌港あん整備、只今相当のお金を投じられまして港あん整備がなされております。こういった交通の整備がされて、更に留萌の港が整備をされる段階においてはこの道北圏の米を留萌港を窓口として流通を、本州との流通を行っていくと、こういう大きな動きもございます。何れもこれにつきましては食糧貯蔵流通システム検討会、そういうなかで道北圏の農産物を如何に流通させるかと、そういう中でご承知の〜だと思えますけれども京大のカダ教授、この方々有識者を含めて検討が重ねられております。そういった中に実は注目されております本町の雪中米でありますけれども、2年経っても、或いは3年目を迎えても食味が低下をしない、そういう実証されてある程度のデータ、内外的に人気を頂いております。そういった事から、そういう周囲の状況を踏まえたなかでこの機会に当町がいち早くこれ等の備蓄に関しまして取り組むという、その前向きな姿勢を訴えながら将来に向けてこれが実現されていけばと、その事によって本町の活性化に結び付けていきたいと、こんなことから多少の予算、手上げの予算でありますけれども提案させて頂いております。そういう中で備蓄不足の事態における米の貯蔵でありますけれども、これは数十万tが適当であると、それぐらいが必要であると、そういう見方、見解もございますけれども、取り敢えずは苫東が第一人者となろうかと思えますけれども、今の本当の予測でありますけれども苫東においては5万t級の備蓄と、更には道内に危険分散、そういうことから道内に主要箇所、点在させてこれ等の施設、貯蔵施設を作っていくべきでなかろうかと、そういう観点からは1万t程度と、20万俵若干切るわけでありまして、この程度のものを、1万t級のものを試験的に自然エネルギー、雪の冷気を使いまして貯蔵していくと、こんなことである程度非公式にも情報を得ておりますので、そういった中でいち早くそれに手を上げて取り組んでいければと、こういう期待からそれぞれのその提案させて頂いたものでございます。何れに致しましても今後地域の理解、これが終身的な役割を担うわけであり

ますし、地域の理解がなければ取り組んでいけないと、こんな事もございますのでよろしく今後とも協力頂ければと、こんな事で考えております。よろしくお願ひします。

○議長（吉田好宏議長） はい、2番。

○2番（野議員） 一再一 今の課長のほうから説明あったのですが、促進期成会を発足というのはこれちょっとお伺ひしたいのですが、どのような組織を考えているのか。

○議長（吉田好宏議長） 農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長） 組織についてはちょっと申し遅れまして、抜けたわけでありまして、何れも備蓄、米を貯留するには先程1万t級ということで表数的には16万、17万程度ありますから本町の1年間生産された米、これを貯留すれば地元の米を沼田に貯蔵できるという、単純な発想になりますけれども、そうはいきませんのでやはり地域の北空知なり、或いはその中空知を含める、そういったことも考えられますけれども、何れも空知、或いは道北圏内の米を貯蔵すると、こんな事になるかと思ひます。そんなことからやはり行政、それからJAはもちろんでありましてそういう底辺と申しますか、末端の担当レベルからそれぞれ理解を求めながら、組織的にはまだまだ詰めていかねければなりませんけれども、相当な組織化をしなければこの事は進めていけないのかと、そういう中にも実働部隊といひますか実行部隊、そういうものを中心的な組織として活動、運営をしていくべきなのかと、こんなふうに非常に組織の内容漠然的な表現でありますけれども広範囲におよぶと、こんな事で想定してございませぬ。

○議長（吉田好宏議長） いいですか。次に沼田高校間口問題について質問して下さい。

○2番（野議員） 3番目の沼田高校の間口問題でございますが、沼田高校の間口対策について早急に生徒増につながる対策について伺ひたいということでございますが、町長の執行方針の中で沼高の間口対策については「広く地域の声を聞いて関係機関と協力を頂きながら対応して参りたい」と、こういうようなお話があったわけでございますが、この執行方針のなかではそういったこと、それと私町長の公約の中で沼田高校存続するためにはやはり変わった科目も考えていかねければ存続はしないのではないかと、現在北空知管内の中でもやはり西高1本にするとか、それから東高と西高残して後はといういろんなその話も出ておりますけれども、やはりこの沼田高校の地域の人はこのままの状態であるならば沼田高校は消えていくのではないかと、無くなるのではないかと、こういう心配をされているわけございまして、この辺について教育長も色々心配もされているだろうと思ひます。これは行政的に九分町当たりが真剣にこういった問題の対策をしていかねければなかなか存続ということは難しいのかと、こんなことでこの問題について、対策について生徒増につながる対策、おそらくこれは早急に5月からのこういった対応をしていかねければなかなか来々、再来年という恰好にはつながっていかぬのだら

うと思いますし、現在沼田高校の生徒が59名といたしましたか、1年、2年、3年合わせて、こんなことも聞いているものですから、やはり存続のできるような対応策を私はそれなりに考えておられるのかと思って伺いたいのですけれども。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 全体の数が59人というのはちょっと私〜〜〜掌握しておりませんので、そんなに少なかったのかと今感じておりますが、私も選挙の時にお話をして参りましたのは、こういう状況のなかで1間口になったということを2間口にするということは非常に難しいだろうという判断をしております。並大抵のことでは戻らないという考え方を持っておりますけれども、たまたま3月の北海道新聞の記事なんですけれども、道立の東川高校が「全国から不登校といじめにあっている子供たちを受け入れします」という新聞記事が載っているのです。これは道教委も文部省も従来からこういう区域を越えた入学というのは認めていなかったのが時代の流れでやっぱりその不登校、或いはいじめにあっている子供たちをどう救済するかという国としての考え方が替わってきたのだらうと思うんです。その中で当時の道教委の教育長もそれを認めているのです、その取組をしていきたいということで認めているわけですから、追々道立の東川高校では20名ぐらいと1学年いっております。そうすると単純に計算しても今の21名の中に足しますと2間口になるのかという計算をするのですが、果たしてその事が地域の、地域の父母、生徒のなかで受け入れを容認して頂けるのかどうかということも大きな問題だと思うのです。それで私はやっぱり7月、8月に町づくり懇談会を小さな単位でやろうということ約束しておまして、杉本議員さんにもお答えしましたけれども、その中のやっぱり大きな問題はこの沼田高校の問題だと思います。地域の皆さんがそういうことを容認して沼田に高校を残してほしいということであればそういう取り組みをしなきゃなりませんし、そういういじめにあったり不登校にあっている子供たちと家の子供を一緒に学校にやるわけにはいかないということであれば、これはもう全然そういう道も絶たれてしまうと、それともう一つは議会の皆さんとも相談しないとなりませんが、現在は普通高校での全寮制というのは認めてないのだそうです、道教委では、話を聞いたところでは、ところが、やっぱりこの全国から受け入れすることを駄目だといっていることでさえ方向転換する時代ですから、逆にいうと私どもやっぱりある青年が言うておりましたけれども「沼田高校を町立の高校に落とす」、落とすといいますが、失礼ですけども町立の高校にして幌加内と同じようなその特色ある学校形態をすることによって全寮制が可能でないか、そうすれば今の子供たちのなかにも非常にその寮生活といいますが、幌加内の子供たちもそうなのですけれども、そういう魅力を感じているようなんです。従来は山田議員さんの所にもご苦労頂いた経過はありますけれども、私どもはやっぱりその全寮制にするというのは学校が責任を持って寮のなかでみるということですから、そうすると預ける親も安心、従来は安心できなかったと

ということではありませんけども、より安心した状態で沼田に地域のその子供たちを送ることができるように、それだけのそれじゃ町立の高校にして全寮制をしてその寮を建てたり、色々な経費の負担を町民がまたこれを容認するとか、可能なかどうか、この事を一つの大きな問題だというふうに思います。それと学科転換につきましては、時期的には非常に難しいのだらうと思います。私はもう少し早ければひよっとするという考えも、教育委員の皆さん方に大変失礼ですけどもそういう思いをしたこともあります。といいますのは、今国学院がもう既に福祉の系統の学校を設ける学科の準備に入ってしまったのです。それから拓大の短大でそういう福祉の系統の学科を設けたと、その中で沼田高校を例えば可能だとすれば介護だとか、そういう福祉の分野の学科を設けるとすればそれはなかなか道教委としても地域の状況を見て認可をしないのでないかという感じを単純に思っております。そういう意味では大分前になりますけども道の財政課のある担当職員から「北空知というのは特養銀座街で福祉施設があるのだから、高校で介護福祉士の資格が取れるような学科を設けて全寮制にしたらどうなんですか」というお話を伺ったことがあります。当時の学校長さんにもそういうお話しをしたことがあるのですが、普通高校にそういうその商業的な学科を併設するという事は学校運営上非常に難しい」というような話もあって絶ち消えになっておりましたけども、そういう面からいくと今からはちょっと難しいのかと、そんな気が致します。可能であるとすれば今言いましたような東、北海道のなかでその20名ぐらいの不登校、いじめの子供を受け入れたって全国ではこんな数ではありませんから、やるとすればまだまだ可能性があると思うのです。例えばこれは東川は上川ですから、管14の管内で1校ずつ設けて全国的にそういう生徒を迎え入れるということも可能だと思いますが、そうしますとさっき言った地域の皆さん方の理解が得られるかどうか、それともう一つは申し上げましたそういう町立の転換が果たして可能かどうかと、財政的にも検討しなければなりませんけども、そういうようなことが問題になってくるかと思っております。それでこれは早急にやっぴりある程度方向を見つけるといいますか、定めないとなりませんので、私が定例会が終わりましたある程度教育委員会とも相談をさせて頂いて、早急にその議会のなかにも特別委員会を設けて早いうちにその結論を出すべきだ、ではないかという考え方を持っておりますので、また議長さん、副議長さんとも良く相談をさせて頂きましてそれ等の対応をさせて頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、2番。

○2番（野議員） 一再一 はい、分かりました。そこで町長、これは広域的ないろんなその北空知管内の教育行政のなかで今いろんなお話も出ておりますけれども、そういった事も各それぞれの北空知の首長とも協議をしながら、やはりどうして沼田町に沼田高校が存続できるかということも今のお話しした特別委員会でも設けて頂いて、そしてやっぱり早急に対応する必要があるというふうに考えており

ます。町長のいろんなその中身についての努力さ、これからやっていこうという物の考え方も分かりましたので、これで終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

○議長（吉田好宏議長） はい。教育長。

○教育長（久本博美教育長） 先程野議員が沼田高校の生徒数、ちょうど逆でございまして95名ですので訂正させていただきます。

○2番（野議員） 失礼致しました。

○議長（吉田好宏議長） それでは、以上で町長に対する一般質問を終わります。  
休憩を致します。

13時28分

○議長（吉田好宏議長） 再開致します。

14時54分

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議案第29号、沼田町商工観光振興基金条例についてを議題に致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長） 議案第29号、沼田町商工観光振興基金条例について。

沼田町商工観光振興基金条例を別紙のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長名でございます。

1ページ開いて頂きますが、この条例につきましてはこの度の町の機構改革等によりまして農業と商工を分離したことから、従来からの観光振興基金を商工観光振興基金に名称を変更し、新たに訂正するものでございます。

条文の中について書いてあることを説明致しますが、まず第1条の設置の目的でございますが、これにつきましては沼田町の商工業及び観光の振興を図るため、沼田町の商工観光振興基金を設置するものでございます。

以下2条、3条につきましては基金の積立、或いは管理に関する条項文でございまして、第4条としまして対象事業等でございますが、第4条のなかで基金の対象事業は次のとおりとするということで、1項で商工業の振興事業、これについてが新しい項目になろうかと思えます。一の商工業の後継者の育成事業から三のその他商工業の振興のために特に必要な事項を対象事業にしておりますし、2項と致しまして観光振興事業、これにつきましても一の夜高あんどん継承事業から始まりまして、四の観光の振興に関する調査研究事業までのそれぞれの事業を対等事業としております。

それから第5条には繰替運用ということで、財政上必要があるときは、この基金に属する現金を歳計

現金に繰替えて運用することができる条文になっております。

運用益金の処理等につきましても、これにつきましてはこの基金からでる収益につきましては一般会計の歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものと、組み立て型に切り替えてございます。

その他附則と致しまして、この条例は交付の日から施行致しまして、二としまして従来からの沼田町の観光振興基金条例については廃止するものでございます。

以上、説明を終わらせて頂きます。

よろしくお願ひ致します。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、議案第30号、沼田町定住促進基金条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長） 議案第30号、沼田町定住促進基金条例について。

沼田町定住促進基金条例を別紙のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長名でございます。

この事業につきましても本町の過疎地域活性化対策の一貫としまして、町長の執行方針にも入っておりましたが、定住促進事業を推進するためにこの事業の奨励金等を財源にしまして、この基金条例を制定するものでございまして、まず沼田町定住促進基金条例でございまして、設置の目的としましては沼田町ふるさと定住促進条例に基づく奨励事業に必要な財源として、沼田町定住促進基金を設置するものでございます。

基金の積立につきましては、基金として積み立てる金額は歳入歳出予算の定めるところによる。

その他管理については第3条で記載してございますし、対象事業と致しましてはまず一としまして、

新規学卒者等の定住奨励事業、二としまして持ち家住宅等の取得等の奨励事業、三としましてその他定住促進のために必要な事項等を対象事業としております。

第5条につきましては繰替運用でございまして、第6条は運用基金金の処理状況でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を終わらせて頂きます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第30号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第5、議案第31号、沼田町農業振興基金条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長） 議案第31号、沼田町農業振興基金条例について。

沼田町農業振興基金条例を別紙のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長名でございます。

この条例につきましても議案の29号で説明したのと同じ関連がありまして、今回の機構改革によりまして農業と商業を〜ことから、併せて従来からの産業振興基金というのが産業の大きな柱でしたが、今回はそれを農業の位置づけを明確にするために新たにこの条例を制定したものでございます。

まず第1条の設置の目的でございますが、沼田町の農業振興を図るため、沼田町農業振興基金を設置するものでございます。

第2条としまして基金の積立、第3条は管理関係でございます。

第4条の対象事業でございますが、まず一としまして農業青少年の育成事業、二としましては農業指導体制の整備強化事業、以下五のその他農業の振興のために特に必要な事業等を対象事業としてござい

ます。

第5条は繰替運用、第6条は運用益金の処理等を記載してございまして、この条例は公布の日から施行することになっております。

また、2号としまして従来からありました沼田町の産業振興基金条例については廃止するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

はい、7番。

○7番（橋場議員） 前のやつもそうなんですけど、対象事業等について4条ですよ、これ例えば農業青少年の育成事業だとか、農業指導体制の整備強化事業だとか、色々項目があるんですけども、例えば「こういうことやりました」といって申請したら、これは基金だからこういうことを補助、援助するためにやるわけです。援助する段階でこのことはこれに当てはまるかどうかとって判断するのは町長の判断で、出すとき、事業等に対してお金を補助するというか、そういうために作るわけでしょう。そういうやつの判断はどうするのかということ、それから予算のなかで色々と組み替えて基金の内容を替えたのだけれども、古い基金の条例はまだ全部そのまま残しておいていいものばかりなのか、それとも無くしないとならないものもあるのかどうか、ちょっと聞きたいのですが。

○議長（吉田好宏議長） 財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長） この基金条例新たに制定するわけですが、従来からありました産業振興基金ですか、その辺につきましての対象事業の中には従来のやっていた事業の中にも十分にも、その中にも含めてございます。それにプラス、今回の場合は四の中に農業団体の育成事業、この辺が新たに加わってきているものですから、内容的なものは前回とそんなに変わりございません。ただ、あくまでも前回はその産業振興という大きな柱であったのを農業中心に専門に切り替えてきております。

また、これ等の基金運用等につきましてもこれは全体的な予算のなかの基金の繰出ですので、最終的な判断は町長に委ねることになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田好宏議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第6、議案第32号、沼田町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育次長。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第7、議案第33号、沼田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長） 議案第33号、沼田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

沼田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長。

次の頁をお開き願いたいと思います。

条例の一部改正は、～。

（「異議なし」の声あり）

○総務課長（平木昭良課長） どうもありがとうございました。

○議長（吉田好宏議長） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番(野議員) この職員等の旅費の関する条例の一部の改正ですけれども、これ職員ということでございますけれども、これ特別職というものは考えておりませんか。ちょっとお伺いします。

○議長(吉田好宏議長) はい、総務課長。

○総務課長(平木昭良課長) これには入ってございません。

○議長(吉田好宏議長) はい、2番。

○2番(野議員) 一再一 それでは職員だけ〜〜。

○議長(吉田好宏議長) ちょっと待ってください。

○総務課長(平木昭良課長) 私ちょっと聞き間違えておりますけど、非常勤特別職か常勤特別職かという、どちらのほうでしたか。

○2番(野議員) 常勤。

○総務課長(平木昭良課長) すみません。常勤の特別職は入ってございます。私、非常勤特別職と勘違いしましたので、失礼しました。

○議長(吉田好宏議長) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第8、議案第34号、沼田町ふるさと資料館条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(平木昭良課長) 議案第34号、沼田町ふるさと資料館条例について。

沼田町ふるさと資料館条例を別紙のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長。

(「異議なし」の声あり)

○総務課長(平木昭良課長) ありがとうございました。

○議長（吉田好宏議長） 質疑ありませんか。はい、7番。

○7番（橋場議員） 沼田町ふるさと資料館と、それから農業資料館とはどういうふうになってしまうのか、そのあたりちょっと。

○議長（吉田好宏議長） 総務課長。

○総務課長（平木昭良課長） 従来の農業資料館条例をこの度機構改革の課、所管替えに伴いまして今回、従来は産業課が農業資料館ということで補助金ですとかそういう絡みもございましたけれども、この度教育委員会に沼田町全体のふるさと資料館ということでの条例の変更でございます。

○7番（橋場議員） わかりました。附則、見てなかった。

○議長（吉田好宏議長） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第9、議案第35号、沼田町健康福祉総合センター設置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田 剛課長） 議案第35号、沼田町健康福祉総合センター設置条例について。

沼田町健康福祉総合センター設置条例を別紙のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長。

次頁をお開き頂きたいと思っております。

8月に完成致します、健康福祉総合センターの建設に伴うものであります。

第1条の目的は、町民の健康づくりの増進と福祉の向上を図り、総合的な健康福祉活動の場に資することを目的に、沼田町健康福祉総合センターを設置する。

2条では名称及び位置であります。役場の隣ということになっております。

3条につきましてはセンターの主な業務であります町民の健康相談、健康指導及び健康審査、地域保

健全般、健康、福祉、介護に関する相談、指導が業務になっております。

4条は、職員の配置につきましては、健康福祉課及び社会福祉協議会並びに在宅介護支援センターの職員を予定しております。

5条以降につきましてはセンターの許可、使用料等になっておりますので後程お目通しを頂きたいと思っております。

使用料につきましては町民会館、公民館、町民体育館等の使用料とほぼ同額に近いものと考えております。但し、営業目的の場合には倍額をするように予定をしております。また2階の会議室等は役場の会議室として併用する予定でおります。

簡単ですがセンターの設置条例の説明に替えさせていただきます。

よろしくご審議下さるようお願い致します。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、8番。

○8番（大沼議員） はい。今の使用料の関係につきまして、町外の人達が使うときにはある程度の使用料を取ってもいいとしても、その町内の人達が目的において使うときには出来れば無料でしてあげたいという感じがあるのですが、その辺の考え方について一つお尋ねします。

○議長（吉田好宏議長） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田 剛課長） 今大沼議員さんに言われましたように使用料につきましては第8条にここに「前項に使用料は町長において特に必要と認めるときは減免することが出来る」ということなので、これは今までの公民館並びに町民会館、それから体育館と同じような考えでいきたいと思っておりますので、そこらの関係はそういう形になるかと思っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、8番。

○8番（大沼議員） 一再一 そうすると、大体町民の方が使う分においてはタダという考え、無料ということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（吉田好宏議長） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田 剛課長） はい、そのようによろしいかと思っておりますが。

○8番（大沼議員） ありがとうございます。

○議長（吉田好宏議長） 他の質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長 (吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長 (吉田好宏議長) 日程第11、議案第37号、沼田町ふるさと定住促進条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長 (藤間 武課長) 議案第37号、沼田町ふるさと定住促進条例について。

沼田町ふるさと定住促進条例を別紙のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長名でございます。

次頁をお開き下さい。

この条例につきましては、先程から一般質問等にありました町長の執行方針と、本町における定住化を促進させる、或いはそれに伴いまして町の活性化に寄与するという部分でこの条例を設置するものでございます。

一条の目的でございますが、この条例は沼田町の過疎地域活性化対策として、活力と潤いのある誰もが定住を希望する町づくりを目指す上で、これに貢献する町民に対して所要の措置を講じ、定住人口の確保と増加を図り、もって町の活性化に寄与することを目的としているものでございます。

用語でございますが、第二条でございますが、この条例において用語の意義、該当各号に定めるところによるということでございますが、定住につきましては永住を前提として三年以上居住することを確約し、かつその生活の基盤がもっぱら町内にあるというものでございます。

二項では新規学卒者が本町に定住、或いは就職されるものでございまして、これは学校法、或いは公共職業安定施設等を卒業して六ヶ月以上経過しない者を中退者という、中退者も含むということで規定をしてございます。事業所でございますけれども事業所については国の機関及び地方公共団体以外のものをということで三項を掲げてございます。

第三条でございますが、これは奨励措置ということで第一項の町民又は沼田町に定住する意思がある者が町内に住宅地を取得し住宅を新築した場合、或いは町内に住宅を新築した場合、又は町外から転入をし住宅を購入した場合、持ち家住宅取得奨励金をこれに交付するというものでございます。

二項で町民又は沼田町に定住する意思のある新規学卒者等が町内及び通勤可能な町外の事業所に就業した場合に新規学卒者に対しての定住奨励金を交付するというものでございます。

町民が出産した場合は、出産祝金を交付するというものでございます。

申請及び決定でございますが、四条では二項で町長は前項の申請を受理したとき、速やかにその内容

を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとするということでございます。

五条の奨励金の返還でございますけれども、町長はその他不正な行為により奨励金の交付を受けた者又は交付要件を欠くに至った者に対して交付金の、交付した奨励金等の額の、奨励金等の額の金額又は一部を返還させることができるというものでございます。

一般予算の概要説明書のほうに要約が、五頁のほうに載っておりますのでお目通しを頂きたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番。

○8番（大沼議員） このふるさと定住促進条例について、その奨励措置についてなんですが、先程も一般質問で質問したとおり3つに限ってしますとせっかくこういう条例を出しても困ると思いますので、例えばその他目的を達成するために必要な事業、こういった項目を上げられるといふのではないかと思いますのですが、如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長） 5番。

○5番（中村議員） 関連でちょっと。実は、例えば公営住宅に入るときでも、例えば町外から入りたいというときに、こういう沼田に住みたいというときに、例えば或いは結婚したときに優先的に公営住宅や道営住宅に入れるような仕組みもその中に含めたほうがいふのではないかと、私自身考えているのですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤間 武課長） 先程言いました補正予算の概要説明と別にこれ規則、この条例の施行に当たる施行規則というものを設けてございまして、その第十一条の中に、いや十二条です、この規則に定めるもののほか必要な事項規則に定めるということに指定されてございます。これからの話で、そういう話で進めたいと思っておりますけれども、これ等については町長と十分協議しながらまた検討していきたいと思っております。

○5番（中村議員） 附則に入れるということ。分かりました。

○8番（大沼議員） 入っているということですか。

○7番（橋場議員） 今言っているのは11年度の一般会計補正予算の概要説明書の5頁のことを言っているの。

○地域振興課長（藤間 武課長） いえ、これの他規則を定めますので。

○7番（橋場議員） どこにあるの。

○地域振興課長（藤間 武課長） これから定めますので。条例が決定してから規則を定めますので。

○5番(中村議員) 定めるというのでしょ。

○地域振興課長(藤間 武課長) はい。

○5番(中村議員) はい、分かりました。

○議長(吉田好宏議長) 他に質疑ありませんか。はい、7番。

○7番(橋場議員) ここにやっとな奨励金の額がついていたので、これ良く読んでなかったものだからあれしませんが、ただこの短期大学、学校教育法によるこの学生の卒業後6ヶ月以上経過しないものということで〜その人達は家を建てなくても自分の親の家から通ってもこの人はあれなんです、但しそれをもらうにはやっぱり3年以上はここにいなくて通ってもらわないとならないと、こういうことなんですか。

○議長(吉田好宏議長) 地域振興課長。

○地域振興課長(藤間 武課長) これは確約した場合ということになってございますので、確約書を出してもらうことになります。

○議長(吉田好宏議長) はい、10番。

○10番(山木議員) 10番。第三条の町内の定住、就職の関係だと思うのですが、通勤可能といふところも認めるというようになっているのですが、この通勤可能という範囲は通えば旭川も通勤可能範囲になるし、札幌も通勤しようと思えばできるわけなので、その辺がどのような一線を引いてあるのか。もし、本来であれば地元だけに限定するのが私のおもいなのかと思うのだけれども、北空知圏にするとか、何か。

○議長(吉田好宏議長) 町長。

○町長(西田篤正町長) この条例の趣旨はやはり沼田に一人でも多くの方が住んで頂くという趣旨でありますので、札幌に通勤しても旭川に通勤しても地元に住んで通勤を頂く方には支給しますという、そういう解釈をして頂きたいというふうに思います。

○議長(吉田好宏議長) 休憩します。

15時23分

○議長(吉田好宏議長) 再開致します。

15時25分

○議長(吉田好宏議長) 12番。

○12番(吉田俊一議員) これ新築ばかり書いてありますが、例えば中古を買ったという場合の奨励金はいくらになるのでしょうか。

○議長(吉田好宏議長) 地域振興課長。

○地域振興課長（藤間 武課長） 新たに本町にお出で頂きまして中古住宅を買う場合も該当になってまいります。額ですか、これにつきましては300千円でございます。

○議長（吉田好宏議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。8番。

○8番（大沼議員） はい。やはりふるさと定住促進条例、大変いい条例なんです。それで、沼田の定住促進基金条例のその第四条にある、その他定住促進のために特に必要な事業、こういったやっぱり項目をこの定住促進の第三条に追加することを意見として出したいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、いいですね。

ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第37号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第12、議案第38号、平成11年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長） 議案第38号、平成11年度沼田町一般会計補正予算について。

平成11年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長名でございます。

別冊の1頁をお開き頂きたいと思いますが、平成11年度沼田町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成11年度沼田町一般会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620,866千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,454,026千円と定める。

第2項は省略させていただきます。

次、地方債の補正でございます。

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

これは4頁に記載してございます。

平成11年6月23日提出でございます。

補正予算の内容等につきましては、先程全員の協議会の中で説明させて頂きましたので省略させて頂きますが、どうぞご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○7番（橋場議員） 説明のなかで聞きたいと思うところをチェックしてても早いものですから、どんどん進んでいくもので、実際に質問したらあれもこれもと探していれないのです。それで是非歳出の14頁から1頁ずつめくって、この場所で質疑ありますかということで進んで頂くと、印つけたところが出てくるわけですから、そういう方法でひとつやって頂きたいと思います。いいでしょうか。

○議長（吉田好宏議長） 質疑あるのですか。

○7番（橋場議員） ありますよ。

○議長（吉田好宏議長） 私、今橋場さんがおっしゃった形で14頁からですから～～。

○7番（橋場議員） 頁ごとにこう開いてここで質問ありますかということで進めてもらえればとても質問しやすいと。

○議長（吉田好宏議長） そのようにやっていきますから。14頁について質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 15頁についてございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 16頁についてございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 17頁、ございませんか。8番。

○8番（大沼議員） 17頁ですね、これは農業者健康管理施設費についてなんです、工事の中身大広間云々くんぬんという話だったのですが、実はお風呂場の改修のことについてなのですが、手すりがないのです。それで元気な人ばかりでもいいのだけれども、温泉というのはその保養施設ということもあって足の悪い方やら、不自由の方やらが行かれてその湯治をする場でもあるということなので、その浴槽に入る手すり、そういったものの整備、それからタイル、これが非常に滑って怖いという話が出ますので、何というのですか身体障害者とは言わないけどもその足の不自由な方と、それからお年寄りに向けての浴槽、そういった形の改修というかその改良というか、そういったものをやる気があるかどうか、教えてください。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 浴槽には現在手すりはついている〜〜、露天風呂ですか。

○8番（大沼議員） それと〜〜中というか、その入って行って風呂場まで行くその手すり〜〜、  
〜〜簡単なやつ。

○町長（西田篤正町長） 通路〜〜。

○8番（大沼議員） 通路というか、風呂場までの〜〜浴槽に入るところの〜〜。

○町長（西田篤正町長） どうなんですかね、面積的にそのあまり広い場所でないものですから。

○8番（大沼議員） そうですね、たいしたものでもなくてもいいのだけでも、そのやっぱりこうつたつて歩けるような場所があったり、そのつたつて入れるものがあればいい〜〜という考え方というのですかね。何といたらいいのかな。

○町長（西田篤正町長） 色々利用状況の問題もあろうかと思しますので、〜〜も入れて可能かどうかちょっと検討させて下さい。

○8番（大沼議員） そうしてください。

○議長（吉田好宏議長） はい、それでは18頁ございませんか。8番。

○8番（大沼議員） 商工費の商工振興費、ふるさとクーポン券の9,000千円についてなんですが、これ非常にもしこの後反響がよかったら追加する形、予算とする追加する感じがあるのかどうか。

それから観光費についてなんですが、明日萌駅の観光委託料の関係色々出ているのですが、実は沼田の町内のなかで婦人の人達が手弁当でもってその明日萌駅のトイレ掃除なんかもしているらしいのです。

それで足のある若い者はいいのだけでも、足のない人はそのバスを利用していっていると、そういったその処置というのですか、例えばバスを出してバスを利用できる、そういった形を取って頂ければと思うのですが、そういったものがこのなかに含まれているのかどうか。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） ふるさとクーポン券は沼田町、他の町村でやっております沼田町では初めてですけども、これはやっぱりあくまでも商工業の起爆剤といいますか、それ等を切っ掛けにして何とか地元でいくらのものでも買ってほしいという願いがこもっての事業でございます。ですらか本年度30,000千円ということで実施をしまして好評だからということでそれに上澄みをかけるということとはなかなか予算上も難しいかと思えます。ただ、来年度また継続するかどうかについてはその状況によって皆さんが、町民の皆さんが喜んで頂けるのであれば明年もまた継続していきたいという方向で検討させていただきます。

それから今お話ありましたボランティアの皆さん方、大変ご協力頂いております感謝を申し上げて

いるところでございますけども、私どもの方でも町営バスの無料乗車券をその皆さん方に配付いたしましてそれを利用頂いておりますので、そういうことで対応させて頂いております。

○8番（大沼議員） はい、分かりました。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番。

○7番（橋場議員） 18頁で、何れテレビ放送が終わるのですよね、「すずらん」。その「すずらん」のテレビ放送が終わった後、終了したあと、何年ぐらいこの「すずらん」の人気というか、そういうものが続くと考えているのか、そのあたりちょっと。他のとこのそういうものがあってあれば、分かったら教えてほしい。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 現在情報でしか確認できませんけども、SLが大体3年ぐらい運行するのではないかというような情報がありますので、私どもとしては最低でも3年間はやっぱり継続できるだろうというふうに思っております。できれば一般質問のほうでもお答えしましたように今の「萌の丘」というのですか、牧場のそういう非常に私どもが行っても素晴らしい景観がありますので、それ等を通じて温泉までのその観光ルートとすれば～もっと長い期間活用できるのでないかと思っておりますから、そういう意味で長い目でそのあまり町民に負担の掛からないように、或いは行政に負担の掛からないような方法を考えながら是非活用していきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長） 7番。

○7番（橋場議員） 一再一 それで3年だと聞きました、町長の答弁がありましたけども、一般質問のなかで沼田の町花と町木についての質問がありましたけど、これ考えるような話していたのだけれども、そうなるこれ考える余地がないのでないかと思うのですけど。～～つまりここにはスズランはずっと自生しているあれでないので。ですから、それと何故沼田に自生しないかといったら笹藪なんです。スズラン、こういうものは笹藪の中には自生しないので、結局畑を作ったりああいうふうに丘を、実際に人工的に牧場として作ったわけです。そこにしか生えないのです。牧場のなかでどんどん生えていくと、あれは実は毒草なんです。薬草のなかに入っているのですけど毒草なんです。それが増えていって牛が食べないということになったら大変なことになるので相当考えなくてはならないと思うのです。そういうことも一つ考えに入っているのかどうか。

それから木についてはっきりまだ言ってないのですが、わたしは榆科でないかと思ってみているのですけど、科の木というのは残念ながら秋になってもあまり紅葉が良くないのです。冬のこういうサーーとこんなになったときは非常にいいのですけど、雑木のなかで雑木が悪いというわけではないのですけど、私はやっぱり町には、町の木というのはいっぱい～と思うので、そんなことどういうふうに

考えておられるのか、ちょっとお聞かせ頂きたい。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 谷口議員さんの質問でお答えしましたように、それ等については十分皆さん方に意見をお聞かせ頂きまして慎重に検討させて頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、11番。

○11番（谷口議員） ～～についてはその後お互いに話し合い致しますので、別なものを～～たいと思います。

さきSLの問題で3年間はJRでやりますという話でございますけれども、実は今回のコースのなかで秩父別が停まる予定になってなかったのです。それくしの強い要請のなかで秩父別も停まるようになりました。それで沼田は恵比島が停まるからいいだろうという判断のなかで沼田は停まってないのです。それで経済効果はやはり沼田に停まってもらうことによって沼田の町の商店が経済効果が大であるという感じ方をするので、来年からはそんなことにならないか、町の猛烈な運動を期待致しますのでその点お伺い致します。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 谷口議員さんと意見がちょっと分かれるかもしれませんが、確かに沼田に停まることはいいのかもしれませんが、私1日に乗った感じからいきますとあまりこう各駅停車していつて明日萌に着くというのが何となくこうイメージが崩れるのかという気がするのです。深川から乗りまして、私乗ったときは秩父別を試験的に停まったのか、歓迎のあれで停まったのか知りませんが停まってましたけども、停まったとしてもお客さん一人も降りないでじっと座ったままです。要するにそのままの状態に乗車している。ところが沼田を過ぎまして、そのドラマの「明日萌駅が次です」という放送をかけたとたんその乗ってるお客さんが物凄い反響を示すのです。ですから、確かにその私どもの駅は沼田なんですけども、その辺もうちょっとこう考えさせて頂ければと思います。きっと今～～ずっと乗ってきたお客さんは明日萌駅を目当てに来ているお客さんが大半だと思うのです。その中で沼に停まってそこでまた歓迎というか何か、そのあれがあつてセレモニーがあつてまた明日萌でというようなことが果たしてどうなのかとそんな懸念がありますので、観光協会とも十分相談させて頂きます。

○議長（吉田好宏議長） はい、11番。

○11番（谷口議員） 一再一 大体お話を聞きましたけれども、結局は現状では沼田に停まらないということのなかでそういう感覚持ったと思いますけれども、沼田の駅に停まるということのなかで初めからそういう計画のなかでやって頂ければ、それと思ったことは秩父別の駅のホーム、或いは駅のなかまにか

なりわが町を宣伝した看板色々出しているのです。沼田はそれに欠けているような感じしますので、やはり沼田町に入ったのですということのなかで沼田の夜高、或いはホテル、その関係をあの場所で宣伝する、いい場所だと思いますのでそんな考えあるか否か、お知らせ願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 駅が無人化になる時に、当時の〜〜やっぱりあそこを活用したいというような前の町長の答弁があったと記憶をしておりますので、商工観光室のほうで観光協会、或いは商工会ともちょっと相談させて頂きまして、是非やっぱりそういうことが必要だろうと思いますし、今の観光情報プラザのやっぱりそれ等の展示物についても、もう少しこうどういうふうに改善していったらいいのか良く検討させて頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） はい。それでは19頁。山田議員。

○6番（山田議員） 「すずらん」の明日萌駅の警備等で大変役場の職員さん方が連日土曜、日曜ですか、私土曜、日曜しか行かないのでお会いするときはそのぐらいの時にお会いするのですが、平日行っているのか行ってないのかちょっと私も見てないので、あのように役場の職員さんが連日のようにああやって警備をされて交通安全、それから警備等々をやっていく〜なのか、それとも何かそういう専門的な人をお願いして今臨時的にそういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 補正予算、この予算を作成する段階で色々協議をさせて頂いておりますけども、何れにしてもこれからの夏休みの期間全部を役場の職員が出るということは非常に至難のわざだろうと思います。今現在でも職員組合からも申し入れありますけども、全て代休処理をしてあげている状況のなかで代休処理が出来ないという実態もかなりきておりますので、私は地域振興課長に検討するように言っておりますのは、町全体でどう対応していったらいいのか、〜〜いいますのは例えば高齢者の方ですとか時間帯で、この時間帯であればボランティア的に奉仕が出来るという人もいないかと、そういうような人達を掘り起こして、或いはこの期間であれば暇だから行けるという人もいらっしゃる、そういうものを今の「すずらん協力会」という若い青年の皆さん方を中心にできたその会がありますので、そこ等と十分こう話し合いをしながらやってもらわないと全て役場の、行政が強制でやるということはこれはなかなかできないだろうという話をしておりますので、その辺の協議、議会が終わりましたらおそらく話し合いに入ると思いますので、その節は山田議員さんも商工会の副会長でいらっしゃいますので、是非ご協力を賜りたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） それでは18頁ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 19頁、ございませんか。はい、7番。

○7番(橋場議員) 5款の19節、よさこいソーラン祭りの大会で沼田町に回ってくるときに、説明では明日萌の所でやるところということだったけど、私これこそ沼田の市街でやってもらってよそからの人に来るわけでしょう。そうすると、市街でやるのを見て明日萌に行く人はまた明日萌に行ってもらって、終わってから。そうすると二重の効果があると思うので、私はやはり来てもらう人は一辺にあそこにいったほうがいいのかもしれないけれども、沼田の町としては市街でやってもらったらその間休憩なり、それから煙草を買うなり少しでも商工振興になると思うのです。それはどういうふうに考えていますか。

○議長(吉田好宏議長) はい、町長。

○町長(西田篤正町長) これは当初はこちらの市街でやる予定でした、その前にこのジュニア大会自体が事業として受け入れすることがいいのかどうかという論議をした、私どもの町は受け入れできないという回答をしたのですけども、北空知管内残りの町村の皆さんがやるということでうちだけがというわけにはいなくなって引き受けたのですけども、去年やった状況からみましても市街地域でそのやっても経済効果というのがほとんど見込めないのです。それで私は寧ろ明日萌駅のちょうどSL列車が入る時にイベントが非常にこう不足する状況にもありますから、その時間帯に合わせてやってくれるという条件である明日萌にやってくれと、それを大々的にこういった機会に宣伝をしまして、あそこに人を集めることによってせっき商店街の皆さん頑張っておりますので、そういう効果につながっていくのかというそんな気がしてそちらの方の、今の恵比島の神社の前からの道路を止めましてあそこでやったらどうかということで今計画をさせて頂いております。

○議長(吉田好宏議長) はい、19頁他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 20頁、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 21頁、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 22頁。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) それでは歳出前半にわたって。7番。

○7番(橋場議員) 町長、銀婚のお祝と敬老会を別の費にやるといていたのですけど、今回別にする

ればそれなりの経費が必要だと思うのですが、今回の補正には載っていないわけなんです、その〜、載っていますか。どこにあるのかちょっと検討つかないので、どういう意味なんですか、別々にやるという意味が良く分からなかったのだからちょっと説明してください。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 従来のスタイルというのは敬老会の時にあそこの、町民会館の雛壇にいろいろなお祝のお年寄りの方を皆上げてやっておりました。やっぱり、あの一番最初のほうの何年間スタートしたことには別にやって大変御夫婦の皆さん方が50年ということでお喜びになったのですが、何か無理やりそのステージに押し込んでいるという、お年寄りにお会いしたなかでかなりの声があるのです。50年のお祝いをしてくれるのはいいのだけれども、敬老会のあの混んでいるなかで何か一色端としてやられるということは何か侵害だという声がかなりありましたので、それで別な機会にやっぱり敬意を称してやるべきだという考え方で別にさせて頂きました。費用は従来から組んでますので、その不足分ということで15頁の老人福祉費に食糧費が305千円というのがおそらくその経費の部分だというふうに思っておりますけれども、15頁ですね。

○7番（橋場議員） わかりました。いいです。

○議長（吉田好宏議長） はい、よろしいですか。はい、7番。再質問でしょう。

○7番（橋場議員） 再質問でないです。

○議長（吉田好宏議長） はい、2番。

（15時49分 谷口議員 退室）

（15時50分 谷口議員 入室）

○議長（吉田好宏議長） 何頁ですか。

○2番（野議員） 17頁。ほたる学習館の改修工事で12,000千円予算化しておりますけれども、これは昔ほたる学習館で中山間事業、補助事業でやっておりますよね。補助事業というのは、これは何年間あまりそういった別なものの中に入れて、こういう改修工事ということはおそらく私は出来ないと思います。そこでこういったのが道とかいろんなところに協議済であそこの学習館の一部を直されるのか、これはちょっとお尋ねしたいのですけれども担当のほうにちょっとすみません。

○議長（吉田好宏議長） はい、地域振興課長。

○地域振興課長（藤間 武課長） 実は私、建設課時代にこういうお話がございまして中山間でやった施設についてある程度改修、改良してよろしいかということで北部耕地のほうにご相談を申し上げました。あの施設というのは、ほたる学習館は研修施設も持っていますから雪の学校等のそういう研究室に使う部分の改修もいいだろうと、ある程度その中身の話をしてくれてきて、それは北部耕地のほう

で道のほうにもその協議をして頂きました。ある部分についてはOKと、全面改修されるとこれは野議員の言われるように国の補助が入っておりますから会計検査等の関係もございましてそれは許可にならないと思うのですが、部分改修でそういう研修等にこれから雪の学校等で研修されていくのであればいいんじゃないかという回答を得ております。

○2番（野議員） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（吉田好宏議長） 7番。

○7番（橋場議員） はい。歳入の問題ですけど、先程消防のことでちょっと私交付税、交付税といったからちょっとまずかった、間違っていたのです。交付税ではなくて、消防の人員の一人一人が基準財政需要額の計算の算定に入らないのかということを知りたいのです。交付税とは関係ないんです。交付税は基準財政需要額のなかで収入額を引いたものを〜〜ですから、それに入っているかどうかということを知りたい。

○議長（吉田好宏議長） 総務課長。

○総務課長（平木昭良課長） 収入のほうですからちょっと私のほう前任者ということで、確かに橋場議員の言われているように基準財政需要額の中には今の消防費の中の例えば職員費ですとかそれに係る給料、更に設備備品関係、そういうものは沼田町の場合10万人規模の、以下のそういうランクのなかで算定、交付税の要素として入っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番。

○7番（橋場議員） 一再一 だから、交付税では入ってこないけれども基準財政需要額の係数のなかで一人一人が入るといっていただければそれは収入、基準財政収入額が少なければその分入ってくるのだから、俺は増やしても基準財政需要額増えると思うのだけど、増えないの。

○議長（吉田好宏議長） 総務課長。

○総務課長（平木昭良課長） それで基準財政需要額は色々と、例えばその町の人口ですとか、その他ありまよね。そのなかにはそれぞれこの町も消防があれば当然入ってきます。ただ、先程いったように需要額はそれほど伸びていないというのでございます。それと、国全体の交付税の収入額が国税ごぜいから結局地方自治体の収入額がさっ引きますと、自ずと残ったそれが交付税ですからその交付税を各全国都道府県、更に三千ないがじの団体で割り振ると結局足りなくなります。

○7番（橋場議員） 聞いていることと違うこと答えているからいいわ。

○議長（吉田好宏議長） いいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第38号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第13、議案第39号、平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園長。

○和風園長(清水勝之園長) 議案第39号、平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。

平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長。

別冊の補正第1号をお開き頂きたいと思います。

1頁でございます。平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)。

平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,361千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,769千円と定める。

2項については省略を致します。

平成11年6月23日提出。

沼田町長。

(「異議なし」の声あり)

○和風園長(清水勝之園長) 以上で説明を終わります。

○議長(吉田好宏議長) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第39号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第14、議案第40号、平成11年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園長。

○旭寿園長(高儀博幸園長) 議案第40号、平成11年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。

平成11年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長。

別冊の補正予算第1号をお開き頂きたいと思います。

平成11年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第1号)。

平成11年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,042千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269,366千円と定める。

2項は省略を致します。

平成11年6月23日提出。

沼田町長でございます。

(「異議なし」の声あり)

○旭寿園長(高儀博幸園長) わかりました。終わります。

○議長(吉田好宏議長) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、7番。

○7番(橋場議員) 7番。前の補正予算も同じなのですが、両方の老人ホームが相当大勢の臨時職員でやっているのです。ところが、仕事の中身はどうかというと同じなのです。それで、私はこれはやはり本来正しくないと思うのです。だけれども、国の基準があるから止むなくそうやっていると思うのです。実際にも、臨時の人をいれなきゃやっていけないわけだから、もしこの人達を正職員にす

るとすればどのぐらい、その正職員にしてその人達の支払わなくてはならない、一般職員と同じように支払わなくてはならない金額に全部算定して、総額で算定したら今よりどのぐらい金が必要なのか、ひとつ分からないと思うから今度調べておいてほしいと思うのです。そうすれば、これやっぱり国にちゃんと要求すればそれだけの国からの手当をもらって、そうすればその人達の賃金が良くなって町の活性化にもつながることなのです。国はとにかく自治体にしわ寄せや、それから働いている人達にしわ寄せをしていますから、こういうことはあってはならないと思うのでひとつ、今分かれば大体このぐらいでないかと分かればちょっと教えて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 旭寿園長。

○旭寿園園長（高儀博幸園長） 今おしゃったようにその差額というのですか、どれだけ臨時職員が正職員と同じだけ払うとしたらどれだけということはまだ出ておりませんので、これから調査をしましてお答えしたいと思います。

○7番（橋場議員） 一度計算してみてください。

○議長（吉田好宏議長） 他に質疑ありませんか。はい、8番。

○8番（大沼議員） 関連のような質問になるのですが、和風園さんにおいても旭寿園さんにおいてもその臨時の職員さん、これの採用の仕方が非常に変だと言ったらいいのかわ悪いというのか、例えば1年生で入った正職員さん、それから5年経って臨時使っているその臨時職員さん、どちらがその責任重たいかという5年やっている臨時職員さんのほうが責任が非常に重たい、そんな感じになっています。ただ、臨時さんと正職員さんの関係でいくと給料はその1年生でも正職員だからその分は、手当の分であれ何の分であれ多く出ていると、そういった形のなかで取り敢えず臨時さんが必要なのであればその先に入った臨時さんを正職員に上げていながら臨時さんを追加して寮母さんとして勉強してもらったらいいのではないかという考え方が出てくるのですが、町長どうでしょう。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） たまたま繰越金があるという状況のなかでそういうご意見もあろうかと思いますが、お話の責任の度合いというのはやっぱり正職員のほうがこれはもう確かに上でございまして、臨時の方とは比較にならないというふうに思います。それと、穴の開いた部分を全て正職員で埋めていけばいいのですけれども、そうしますと先程橋場議員さんからご質問ありましたようにもう言わずと知れて赤字になってしまいますわけです。現在も寮母さんの我慢できるところは臨時で対応、正職員の枠があっても臨時で対応している部分があります。それから事務職員も両園とももう1人の枠があるのでけれどもそれも臨時で対応してもらってます。そういう経費の節減でこういう黒字の経営といいますか、繰越金が出てますので、その辺もやっぱり今この介護保険制度が始まるとおそらく旭寿園の経営も相当

苦しくなるだろうと思います、その点数時間だとかいろんな面でもらう金額が下がってまいりますから、そうすると現状のなかでやっぱり出来るだけスリムにしておいて、そういうその苦しくなったときの対応が出来るようにしておいたほうが町の一般会計に及ぼす影響が少ないだろうというふうに～～～しております。もちろん、定住人口の促進だとかそういう面からいけば私どもとしてもその枠の部分を全部雇えばいいのですけども、なかなか将来を考えるとそういうような状況にならないという～～ご理解頂きたいと思います。ただ、そういう財政上のことが許せるのであれば正規の職員を出来るだけ採用していく方向でなお検討させて頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、8番。

○8番（大沼議員） 一再一 その全部を雇いなさいということではないのです。たまたまその5年間勤めている臨時職員さんが1年生の正職員さんよりも責任が重たいということを言っているのです。園の中に入っている人にすれば正職員も臨時職員の区別もないのです。ただ、単なるその5年間寮母さんと付き合ったら「あの寮母さんは」という、そういう信頼感、信頼度が出てくるわけなんです。ですから、その確かに経費の面でいけば1年生の正職員さん、年齢でいけばそういうふうに節減はできるのかもしれませんが、その入っている園内のじいちゃん、ばあちゃんにしてみれば何年もいて顔の付き合いとしていた臨時職員さんのほうが信用できるという、そういう部分があります。ただ、責任の部分ではその臨時職員さんと正職員さんといえませんが、やっている仕事の中身は同じなので出来れば同じ予算の中であればそのいきなり1年生を入れるのではなくて、今まで努力して十分尽くしてもらったその臨時職員さんを正職員さんにもって行って、先に入る人は正職員になることを約束をしながらでも臨時さんで当面我慢してもらおうと、そういったような形のことを今いったので、出来ればそういうふうにして頂ければ働く人の意欲も増えるし、じいちゃん、ばあちゃんにしても寮母さんに対しても信頼度というのは相変わらず良くなっていくのではないのかということでございます。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 一般の事務職員についてはこれは町村で～～～なってますので、そういうことでご理解頂きたいと思います。

寮母さんというあれでしたのですけども、寮母の場合も最近一般公募をかけておりますけども、やっぱり現在の介護福祉士の資格を持った者を採用してますので、一般のその今の臨時でいる方が全てそういう資格がないかということそれはちょっと私のほうも分かりませんが、

○8番（大沼議員） 持ってますよ、持っていて臨時なんです。

○町長（西田篤正町長） 年齢的にはその制限だとかいろんな面で受けられないのだろう、場合もあるだろうと思うのです。ですから、例えば経験豊かな人を雇えばいいのですけども、私どもとしてはやっ

ぱり期待感というのはやっぱりある程度人の回転ということも考えなきゃならない、職場のその人員構成、年齢構成なんかもありますので、そうしますと40代の人、今採用、臨時で働いている方というのは大抵40代から50代、～60代の方もいらっしゃいます。そうしますと40代の人をそうやって次から次と入れていきますと、その若い人達が今度働けなくなるのです。せっかく地元出身で介護の専門学校へ行って地元で福祉施設があるから就職したいという方がいましてほとんど雇うことが出来ない、そうするとその人達がそれじゃ臨時で働いてくれるかというということにはならないです。そうするとやっぱり家庭の奥さんたちがいつも随時こう採用されていくという状況になっていきますと、果たしてその新卒者の人達に対するその門戸を開くといえますか、そういう意味からいってそれが適切なのかどうかという、一方では今申し上げましたように学卒者を持っている親にしてみればそういう年配の人なんか、人なんかといったら失礼ですけど年配の人を採用して町の負担を増やすよりも私達の子供が卒業したばかりで待っているのにその何故採用してくれないのだという意見にもなると思うのです。その辺がやっぱり難しいところだと思いますけども、私はやっぱりさき言いましたように職員のその年齢構成だとか、それから職員の回転する状況だとかを考えるとやっぱり現状の卒業して2年ないし3年ぐらいを限度にしての年齢制限をしても試験をやってますから、止むを得ないのかというふうに判断をしておりますけども。ただ、調理だとかそういう分野についてはある程度年配の方でも可能な部分で、その資格という調理員の資格だけなものですから、そういう分野で例えば寮母さんで長年苦勞された方が調理員でもやりたいという場合にはそういう分野での配慮というのは可能かという気がいたします。そういうようなことで出来るだけ一生懸命働いている方の道を開きたいと思っておりますけど、現状はそういう事情ですのでご理解頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

（16時07分 吉田俊一議員 退室）

○7番（橋場議員） 実は今の話なんですけれども経験、臨時の職員で一生懸命勉強して正職員の人が取っていない資格を持っている人がいるのです。けどそれがあっても結局その人を本採用にすると、新卒の人の給料とは違うのです。経験や何か、年令を換算してこう結局高く雇わないとならないという経済的なことを考えると思うから困ったものだと思うのですけど、やはり庁舎にいる臨時職員というのはその事業があってその事業についてくるお金で臨時職員を雇うのがたくさんあるのです。そういう人達とは別に考えなくてはならないと思うのです、あの老人ホームに働いている人達。しかも帳簿や計算

をするのではなくて、人との付き合いなんです。ですから、これはやっぱり別に考えてそういう臨時の人達にもそれなりのちゃんと手当をしなきゃならないと思うのです。私はそういうことを是非ともやってもらおうということを意見を付け加えて賛成致します。

○議長（吉田好宏議長） それでは、本案について採決いたします。お諮り致します。議案第40号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第15、議案第41号、平成11年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤幸一課長） 議案第41号、平成11年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成11年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長名でございます。

別冊をお開き頂きたいと思います。

平成11年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成11年度沼田町国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び等当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成11年6月23日提出。

沼田町長名でございます。

最後の頁をお開き頂きたいと思います。

歳入のみの変更でございます。款項がそれぞれ1国民健康保険税でございます。補正前の額が162,468千円でございます。補正額が9,416千円、～としまして153,052千円ということになってございます。

1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、補正額8,802千円の減額ということになってございます。これは現年課税分の減でございます。

2目になりまして退職被保険者等国民健康保険税でございます。補正額が614千円の減額ということ

になってございます。これにつきましても現年課税分の減ということでございます。

次に繰越金、8款の繰越金でございます。補正前が7,000千円、補正額が9,416千円でございます。計が16,416千円でございます。

1項の繰越金についても同額でございます。

1目の繰越金でございます。同額でございます。節も同額でございます。前年度繰越金の増ということで、この増額をもって国民健康保険税のほうに充当致しまして、本年度におきましては国民健康保険税のりょうりつの改定は行わないで実施していけるということでございます。

以上、簡単ですが説明に終わらせて頂きます。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑の入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第41号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

暫時休憩をいたします。

16時12分

○議長（吉田好宏議長） 再開を致します。

16時25分

○議長（吉田好宏議長） 日程第16、議案第42号、平成11年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤幸一課長） 議案第42号、平成11年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。

平成11年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長名でございます。

別冊をお開き頂きたいと思っております。

平成11年度沼田町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

平成11年度沼田町老人保健特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出の補正でございます。

（「異議なし」の声あり）

○住民生活課長（佐藤幸一課長） ありがとうございます。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第42号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第17、議案第43号、平成11年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長） 議案第43号、平成11年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。

平成11年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長名でございます。

別冊の平成11年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第1号）をご覧ください。

平成11年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成11年度沼田町公共下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 151,200千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 519,810千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正

第3条 債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正

第4条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成11年6月23日提出。

沼田町長名でございます。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番。

○1番(久保議員) ちょっと1点だけお伺いしたい。11頁の下のほうに東1丁目雨水排水路整備工事というのがありますが、これは東1丁目の区間何mぐらいを予定しているのか。

それからここに1,000千円ですけれども土地の購入費が出てますが、これほどこの土地を予定しておられるのか。

それから地域住民の説明会がまだないように思うのですが、これほどのように考えているのか、お伺いします。

○議長(吉田好宏議長) 建設課長。

○建設課長(野々宮 宏課長) 1点目の工事量の関係につきましては現在延長約200m前後を予定しておりますが、設計を進めて精査しませんと延長は当然上限が出るかと思えます。

それから2点目の用地費の関係でございますが、現有の排水路が民地を〜といいますが、民地を借用した形で流れておりまして、この際整備するに当たりましてこれを民地を買収させて頂きまして、すっきりした形にしたいということでございます。

説明会の関係につきましては、概略ですねメーター数とかそういうものが詳細が詰まりました時点で地先のほうにご提示したいと思いますので、その節はまたよろしくお願ひしたいと思います。

○議長(吉田好宏議長) よろしいですか。はい、1番。

○1番(久保議員) 一再一 ちょっと1点。1番。200mを実施するというのであればあれはもう何年、あと何年ぐらいかかってやる予定なのか。

それと民地の土地購入の1,000千円ですけれども、今の200mの中にある民地借用に考えているのでしよう当然、ということですか。大体坪数どのぐらいあるのですか。

○議長(吉田好宏議長) はい、建設課長。

○建設課長(野々宮 宏課長) はい。面積につきましては全線のなかで何箇所かございまして、単価の関係もございまして選考できれば前線というような形で処理していきたいということでございます。

それからまず、今回政策予算として補正予算に計上させて頂きましたので詳細の図面が、設計が出来

ておりませんので、延長につきましては出入りがあるかと思しますのでその辺ご理解を頂きたいと思  
います。

○議長（吉田好宏議長） はい。建設課長

○建設課長（野々宮 宏課長） はい。年次につきましても、ちょっと工費を弾いてその額で済むよう  
な工事費であれば工事も進と思いますけれども、これも一応〜的に考えますと最低2カ年でいき  
たいと思えますけれども、その辺ちょっと出入りがあるかとは思います。それでちょっとですね、スロー  
ペースでいった場合4年ぐらいかかるかというような。

○1番（久保議員） 2年から4年か。

○議長（吉田好宏議長） はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長） ちょっと失礼しました、訂正させていただきます。施行年次の計画は一応  
〜長くかかった場合を想定しまして4年間ということです。それから、先程の潰れ地の関係ですね、  
民地の買収の関係につきましては面積的には約400㎡ということでございます。

○議長（吉田好宏議長） はい。他に質疑ありませんか。はい、7番。

○7番（橋場議員） 水洗便所改造等資金貸付条例の施行規則を改正するという町長の施政方針  
にありましたけれども、これ一部希望者がなかなかなくて困って一部改正するという事になって  
いるのですけれども、これやってから今年で3年目ですか、2年目ですか。3年ですね。そうすると2年前  
に作った人、「いや、そんなのだったら待っていればよかった」ということになるので、そういうこの  
たった3年目ですから2年前の人達に一体これを当てはめるのかどうかということ、規則についてどう  
いうふうになるのかちょっとお聞かせ頂きたいと思います。

それと、今回上水道の補正予算がなかったんで、いや私本当に野々宮課長、所管から永い間外されて  
いましたからちょっと今聞くというのは本当に酷な話なんです。同じところ、所管にいて課長になれば  
これは今までの経過が分かるからこれいいと思うので、私やっぱりこの際前任者の人に答えてもらっ  
たほうがいいと思うのです。私は本当に質問するのも辛いぐらい。それでメーターの更新期にあたってメ  
ーター機を、必要経費を計上させましたと、書いてあるのです。ところが補正予算が出てきてないの  
です。どういうふうな関係になっているか、これちょっと町長から説明を頂きたいと思うのと、それから  
ちょうどメーター機の更新期に当たるということで、そのメーター機のこの購入の仕方や何かは今まで  
はどういうふうになっていたのか。例えば一辺に全戸やれるわけじゃないから、メーター機を入れ替える  
、年間で何個ということになりますよね。そうすると、その金額は入札必要な、値するような金額にな  
らないのかもしれませんが、どういう恰好で買っていたのか、それをちょっと聞かせて頂きたいと思  
います。

○議長（吉田好宏議長） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田 剛課長） 健康福祉課の課長なんですけど、前回まで14日まで水道課長でおりましたのでちょっとだけで申し〜せんが、メーターの関係は取替がたまたま今年の年度から今年約200機ということで考えておりますので、これから4年ぐらいかかろうかと思っております。ただ、町長の執行方針に載せましたのはたまたま上水道事業は〜〜なものがないませんでしたので、たまたま漏水対策とそれから道営、国営の受託工事、これからメーター更新ということで、年度当初の3月のときその関係載せておりませんでしたのでメーターの関係を今回載せたわけで、年度当初の予算に計上しておりますので〜〜の今回の新しい執行方針にはちょっとそぐわないかと思っていましたけど、上水道事業の事業が目玉としてそういう形で載ってなかったものですから、今回改めて町長の執行方針に載せて頂きました。

それからもう一つ町並み景観の関係、久保副議長からのご質問ありましたけど、たまたま南町というのですか、それから久保副議長のところの地先まで全線今年やる予定でおります。たまたま今回の予算に計上しておりますのが一応全部、技術的にちょっと私言い方上手く言えませんが、あそこ全部伏せるというのですか、そういうことでやる予定してます。たまたま来年以降単独費で余裕があればその上に樹木だとか自転車の遊歩道を設置したいという考えしております。

それから用地買収に1,000千円計上している関係は、一応今のところ名前では「大門」の横の用水路が個人の民地にかかっています。約400㎡ぐらいだと私のほうでは思っていますので、その買収費をある程度計上させて頂いております。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 浄化槽の関係ですけれども、たまたま3年目ということで議員の皆さん方もご理解頂けると思いますが、やっぱり農業情勢を考えますとこれやっぱりなかなか厳しいだろうというふうに思います。従って、思い切って助成をすることにしたのですけれども、それじゃ2年前にやったものはどうなんだと言われましても、これやっぱりその時の経済情勢ですとか農業情勢で色々な条件がこう替わってきて初めて支援をしようとする、決定したわけですから、町長が替わったという新たな政策というふうにご理解頂きまして、その辺は理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、14番。

○14番（杉本議員） 同じ質問だったので少し〜〜ましたけども、執行方針に施行条例を一部改正させて頂きますということですが、これはまた後から出てくる、今回出ていないようなので後から出てきて今年のものに間に合うのか、間に合わないのか。

それと、この補正の予算のなかで12頁にもう既に減額、請負費を減額されているわけなんですけども、間

に合わせて多くの方の利用を促進するという形にどういふふうにご考慮されるか。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） たまたま今杉本議員さん言われましたように、施行規則のなかでそれ等を決めることになってますので、これは今年度4月に遡って既に十数戸の方が申込みしておりますから、今年度分については～してその対象にするために今規則の改正を早急に行いたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第43号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第18、議案第44号、深川市ほか5町介護認定審査会の設置についてを議題致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田 剛課長） 議案第44号、深川市ほか5町介護認定審査会の設置について。

地方自治体法第252条の7の規定により、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び幌加内町と介護保険制度に係わる審査判定業務を共同して管理及び執行するため、別紙のとおり規約を定め、深川市ほか5町介護認定審査会を設置する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長。

次の頁をお開き頂きたいと思っております。

規約につきましては、今回の一般質問でもありましたように平成12年4月より始まります介護保険審査作業を深川市ほか5町で共同で実施することにより、認定の公平さ及び効率的な認定作業ができるためであります。

第1条の設置市町につきましては、先程申し上げました深川市5町であります。

2条の名称であります。先程申し上げました深川市ほか5町介護認定審査会ということです。

第3条の執務場所につきましては、深川市役所の裏にあります「深川市健康福祉センター内」であります。

第4条の委員の任命方法であります。定数を明記しております。これにつきましては、一般質問でありましたように20名を予定しております。多分ははっきりした概数は分かりませんが、約二千から二千ちょっとの審査業務になろうかと思っておりますので、審査委員の人数につきましては20名。これにつきましては、〜〜5名の4、5〜ということで1ごうぎたいが5名でありますので、その内一般質問でありましたように1市2名、それから一般有識者が3名ということになっております。1市2名につきましては深川医師会から選任して頂くということになっております。

第5条からの審査会の事務、負担金、委員の身分等を明記しております。

別表で次の頁にあります負担の割合を記載してありますので、お目通しを頂きたいと思っております。

次の頁をご覧ください。先程申し上げました委員の構成及び附則、別表の負担割合を明記しております。この規則につきましては8月1日から施行します。私どもの沼田町では一般質問でありましたように概数としては150、160から170ぐらいかという考えをしております。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、よろしくご審議を下さるようお願い致します。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第44号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第19、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（中村幸雄課長） 報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成10年度沼田町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長名でございます。

一枚めくって頂きますが、ここに平成10年度の沼田町一般会計の繰越明許費の繰越計算書、それぞれ14件の事業名を記載してございます。これ等の事業につきましては主に国の第3次の補正によって付いたもの、大体12月ごろに決定されるのですが、付いたもので色々と冬期間に向けてのいろんな気象条件等でそれぞれ繰越したものと併せて中程にございますが7件ほどの道営事業が絡んでおります。これ等につきましても道との協議の結果それぞれ繰越するというところで〜〜、そのような形でございましてこれ等の案件につきましては既に平成10年度の議会の議決を頂いているものでございます。今年度、これ等の財源をもって事業を執行するというところで11年に繰り越すものでございまして、14件で750,879千円でございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。日程第19を報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本報告は、報告のとおり受理することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第20、報告第2号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長） 報告第2号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成10年度沼田町公共下水道特別会計予算繰越明許費に係る来る腰計算書を別紙のとおり報告する。

平成11年6月23日提出。

沼田町長。

次の頁をお開きください。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。日程第20を

報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本報告は、報告のとおり受理することに決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第21、報告第3号、株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について、日程第22、報告第4号、沼田土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について、日程第23、報告第5号、財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを一括議題と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって日程第21、22、23を一括して議題とすることに決しました。

それでは日程第21、22、23を議題と致します。それでは本件の、それぞれ報告事項で内容の理解を頂いたものと存じます。よって本件の説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本件の説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。日程第21、22、23を報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本報告3件は、報告のとおり受理することに決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第24、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田篤正町長) 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本町の人権擁護委員であります津川信子氏が平成11年8月14日に、同じく橋爪隆氏が平成11年9月14日に任期満了となりますので、下記の方を推薦したいということで、人権擁護委員会法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めます。

推薦する方は現在の人権擁護委員であります九町に居住の津川信子氏、同じく現委員であります共成

にお住まいの橋爪隆氏、生年月日、或いは略歴につきましては記載のとおりでございますので、よろしくご審議をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので質疑、討論を省略致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案の質疑、討論は省略することに決しました。

本案について採決致します。お諮りいたします。諮問第1号はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、同意することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第25、議案第45号、農業委員の推薦についてを議題と致します。

お諮り致します。本案については説明、質疑、討論を省略致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案の説明、質疑、討論は省略することに決しました。

お諮り致します。議会推薦の農業委員は3名とし、提案の方々を推薦致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は以上の方々を推薦することに決しました。

休憩致します。

16時53分

---

○議長（吉田好宏議長） 再開を致します。

16時54分

○議長（吉田好宏議長） 議事日程追加についてお諮り致します。只今、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例案、他1件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって日程第26、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第27、JR不採用問題の和解決による早期解決を求める請願について、以上日程に追加することに決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第26、議案第46号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

本案については先の全員協議会で協議をし、ご理解頂いたことと存じます。この際説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案の説明、質疑、討論は省略することに決しました。

お諮り致します。議案第46号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

○議長(吉田好宏議長) 日程第27、請願第2号、JR不採用問題の和解決による早期解決を求める請願についてを議題と致します。

本請願については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって請願第2号は委員会付託を省略することに決しました。

ただちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。請願第2号は採択すべきものと決定し、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本請願は、採択すべきものと決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 本日の会議時間は付議案件全て終了するまで、予め延長します。  
ちょっと休憩します。

16時57分

---

○議長（吉田好宏議長） 再開を致します。

16時58分

○議長（吉田好宏議長） 議事日程の追加についてお諮りいたします。

只今、決議案など5件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって日程第28、決議案第1号、石炭対策及び産炭地域振興に関する決議（案）について、日程第29、意見案第4号、聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める意見書（案）について、日程第30、意見案第5号、JR不採用問題の和解による早期解決を求める意見書（案）について、日程第31、意見案第6号、国営かんがい排水事業の地元負担軽減に関する意見書（案）について、日程第32、閉会中の所管事務調査の申し出について、以上日程に追加することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第28、決議案第1号、石炭対策及び産炭地域振興に関する決議（案）についてを議題といたします。

提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することの決しました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決議し、決議文も関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決議文を関係機関に提

出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 意見案の一括議題についてお諮りします。この際意見案第4号、第5号、第6号一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって意見案第4号、第5号、第6号を一括して議題とすることに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第29、意見案第4号、聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める意見書（案）について、日程第30、意見案第5号、JR不採用問題の和解除による早期解決を求める意見書（案）について、日程第31、意見案第6号、国営かんがい排水事業の地元負担軽減に関する意見書（案）についてを一括して議題と致します。

提案者より説明を求めるところですが、この際説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第4号、第5号、第6号を一括して採決いたします。お諮りいたします。本3案は原案のとおり関係機関に提出することに決定し、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本3案は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

---

○議長（吉田好宏議長） 日程第32、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。本件は各常任委員会が調査終了まで、閉会中の所管事務調査の申し出があります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

---

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（吉田好宏議長） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて平成11年第2回沼田町議会定例会を閉会致します。

大変ご苦労さまでした。

17時03分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員